

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	京都市 国民健康保険事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

京都市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和6年12月3日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険事務		
②事務の内容 ※	国民健康保険法及び京都市国民健康保険条例に関する事務であって番号法別表第1に規定される主務省令第24条で定める以下の事務について、特定個人情報ファイルを使用する。 ①資格に関する事務(申請等の受理、審査、請求に対する応答及び被保険者証の交付) ②給付に関する事務(各種保険給付の支給、各種認定証の交付等) ③賦課に関する事務(保険料の賦課) ④徴収に関する事務(保険料の徴収及び保険給付の一時差し止め)  【平成30年4月からの国民健康保険改革(以下、「国保都道府県化」という。)に伴う事務の概要】 ①資格継続業務		
③対象人数	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	国民健康保険システム		
②システムの機能	①資格に係る機能 ・住所、氏名、世帯情報等の住基情報を含む宛名情報の管理を行う。 ・資格の取得、喪失、変更等の情報を登録、管理を行う。 ・被保険者証の発行や履歴の管理を行う。 ・特定健康診査受診券の発行を行う。 ②給付に係る機能 ・各種給付情報(療養費、葬祭費、出産育児一時金)の管理を行う。 ・高額療養費の支給処理や支給履歴の管理を行う。 ・負担区分等を決定し、高齢受給者証や各種認定証等の発行、管理を行う。 ③賦課に係る機能		
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存業務システム)	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム	

### システム2～5

#### システム2

①システムの名称	マイナンバー連携システム		
②システムの機能	既存の業務システムと、中間サーバーを連携するための情報システムであり、主に以下の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の管理機能 各業務システムが個別に保有する宛名情報(氏名・住所・生年月日・性別の基本4情報)を統合・管理したうえで、個人を一意に特定できる番号(団体内統合宛名番号)を付番・管理し、個人番号と紐付ける機能 2 中間サーバーとの連携機能 中間サーバーに対し、他の行政機関等に提供する特定個人情報を登録するとともに、他の行政機関等に対する特定個人情報の照会を要求する機能		
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー、既存業務システム)	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム	

#### システム3

①システムの名称	中間サーバー		
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う		



4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>1 被保険者の資格情報や所得情報を的確かつ効率的に把握し、公平・公正な保険料賦課等を行う必要があるため。</p> <p>2 必要な情報を的確かつ効率的に取得し、処理を行うためには、電算システムの利用が不可欠であるため。</p> <p>①資格に関する事務 資格取得及び資格喪失の届出において、他保険の資格喪失日及び資格取得日等の情報を確認する必要がある。</p> <p>②給付に関する事務 ・高額療養費等については、世帯の収入や課税状況により負担区分が異なるため、課税資料を確認する必要がある。高齢受給者証や各種認定証の交付についても同様である。 ・出産育児一時金及び葬祭費については、支給の可否を決定する際、前保険者等での支給の有無を確認する必要がある。 ・保険給付において振込先口座(公金受取口座)を把握する必要がある。</p> <p>③賦課に関する事務 ・他市区町村からの転入により資格取得の届出を行った被保険者に係る保険料算定において、1月1日に居住していた市区町村の所得情報を確認する必要がある。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>保険料の公平・公正な賦課及び被保険者の利便性の向上が期待される。</p> <p>①これまで文書に依存していた他市区町村への所得情報の照会が、特定個人番号を活用し、データでのやりとりとなることで、被保険者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となる。 また、事務処理における精度・速度も向上することにより、被保険者の利便に資することが可能となる。</p> <p>②国や他医療保険者と医療保険情報等を連携することにより、被保険者が届出時に必要な添付書類を取得するために、要している手間や手続を省略化できることにより、被保険者の利便に資することが可能となる。</p> <p>③情報提供ネットワークシステムを用いて公金受取口座を把握することで利便性が向上し、効率的に事務を行うことが可能となる。</p> <p>【オンライン資格確認に関する追記】 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表の44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</p> <p>【オンライン資格確認に関する追記】 ＜オンライン資格確認の準備業務＞</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報提供 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令＜第2条の表の項番＞ 第2項、3項、6項、13項、16項、19項、27項、38項、42項、48項、56項、65項、69項、70項、83項、87項、115項、116項、125項、131項、137項、141項、145項、158項、161項、164項、165項、166項、173項</p> <p>2 情報照会 (1)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令＜第2条の表の項番＞ 第69、70、71項</p> <p>(2)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第9条</p> <p>【オンライン資格確認に関する追記】 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局生活福祉部保険年金課

①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
8. 他の評価実施機関	
-	

**(別添1) 事務の内容**

【オンライン資格確認に関する追記】

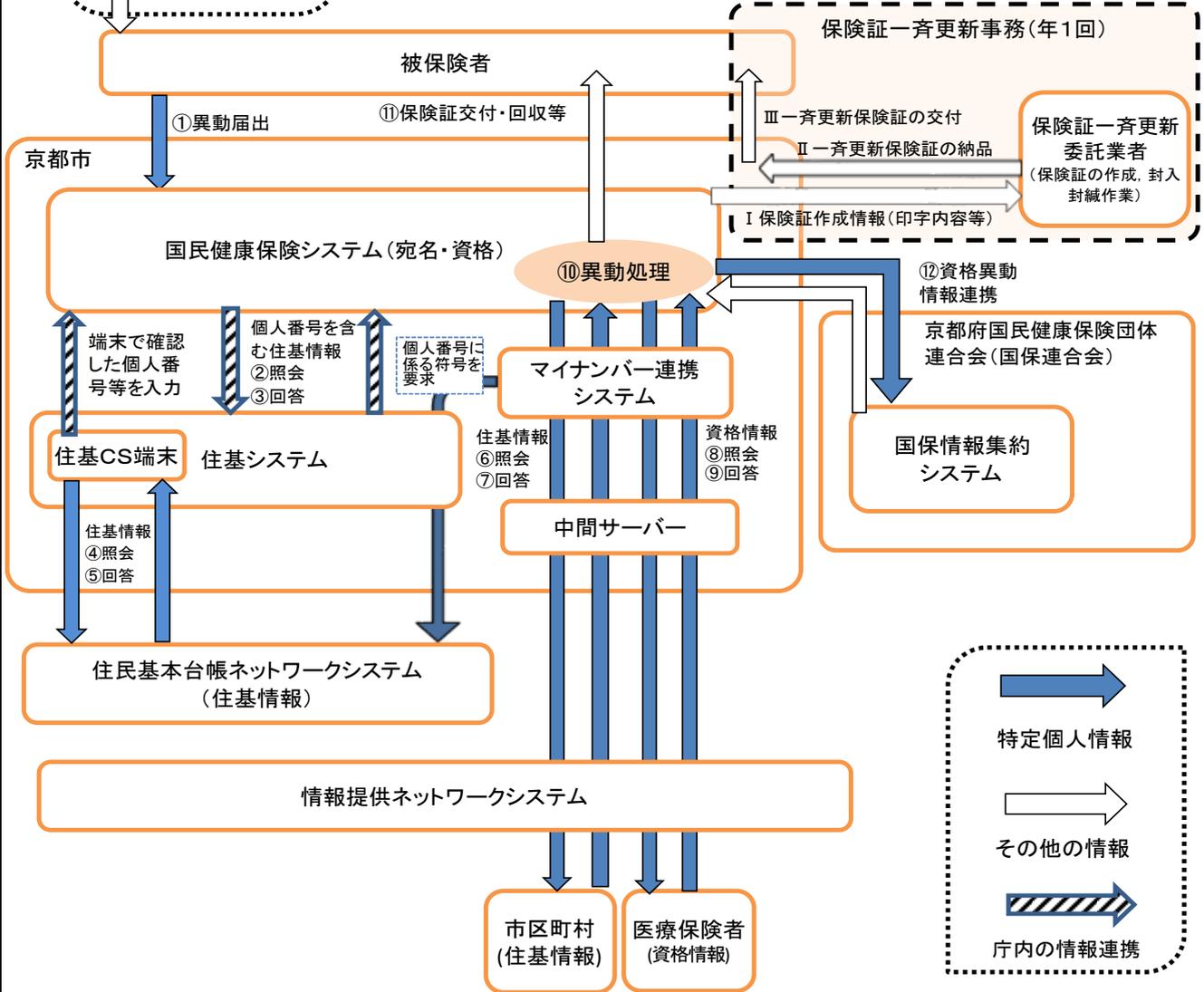
3 オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

1 資格

生活保護廃止(開始)により  
国民健康保険の資格を取得  
(喪失)するもの

生活保護担当部署

○ 生活保護受給証明書等(開始日, 廃止日のわかるもの)の交付



(備考)

3 オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
- ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市町村において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

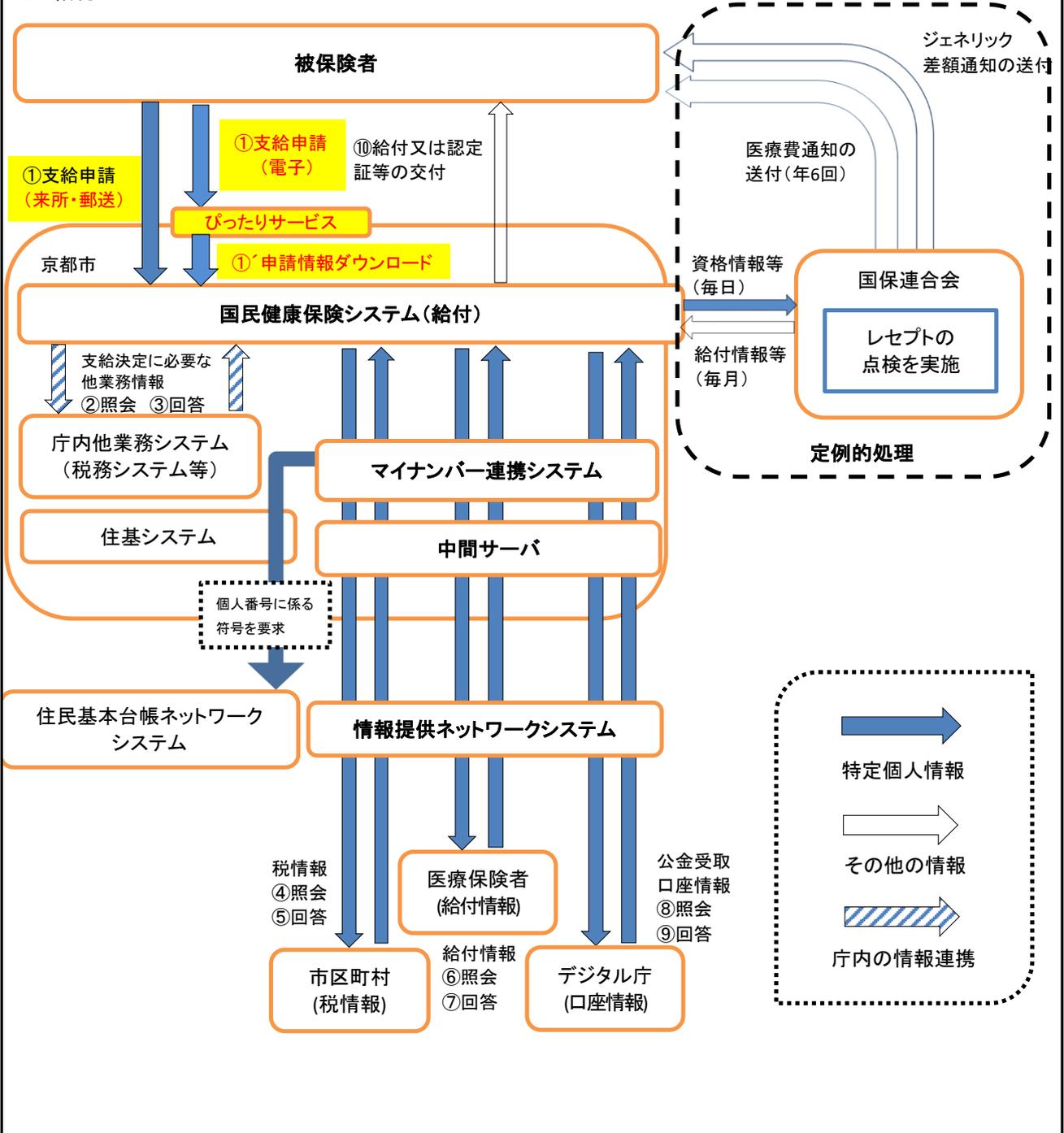
□

(5)被保険者異動情報等の送信

- 5-①京都市国保システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市町村の国保総合PCに移入する。  
又は京都市国保システムからデータ連携用PCに直接送信する。
- 5-②市町村の国保総合PC又はデータ連携用PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 5-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。  
国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市町村間)の提供等は発生しない。

(別添1) 事務の内容

2 給付



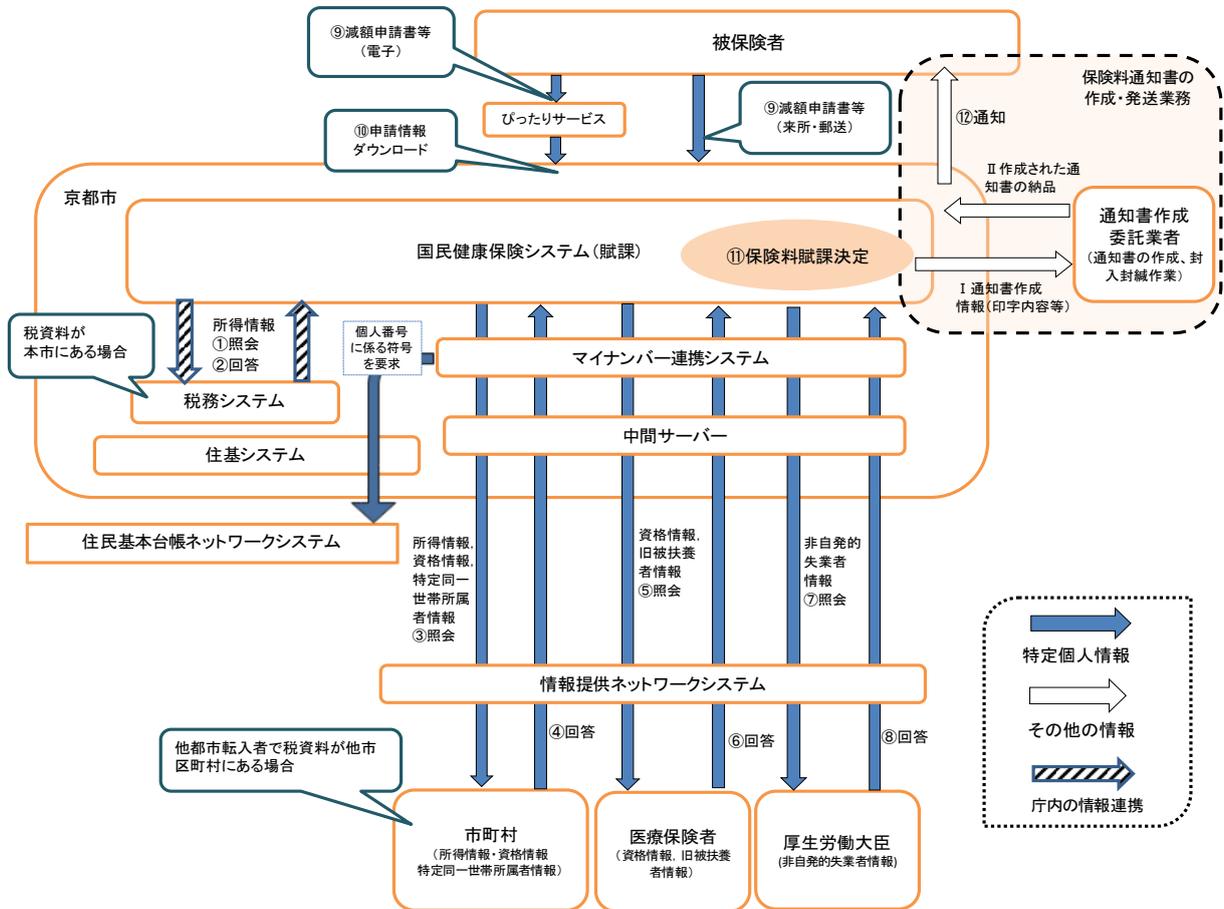
(備考)

2 給付

- ① 国民健康保険の世帯主から療養費、高額療養費等の支給申請を受ける。紙(持参又は郵送)による受付と、電子による受付も行う。
- ①´ 電子申請の場合は、LGWAN端末を用いて、ぴったリサービスから申請情報を取得し、紙で出力する。
- ②③ 本市税務システムに照会し、対象世帯の税情報を確認する。出産育児一時金については、助産制度の利用の有無を確認する。
- ④⑤ 情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村に照会し、税情報を確認する。
- ⑥⑦ 情報提供ネットワークシステムを通じて、各医療保険者に照会し、給付情報を確認する。
- ⑧⑨ 情報提供ネットワークシステムを通じて、デジタル庁に照会し、金受取口座情報を確認する。  
※公金受取口座の利用を希望する者のみ。
- ⑩ 給付又は認定証等の交付を行う。

(別添1) 事務の内容

3 賦課



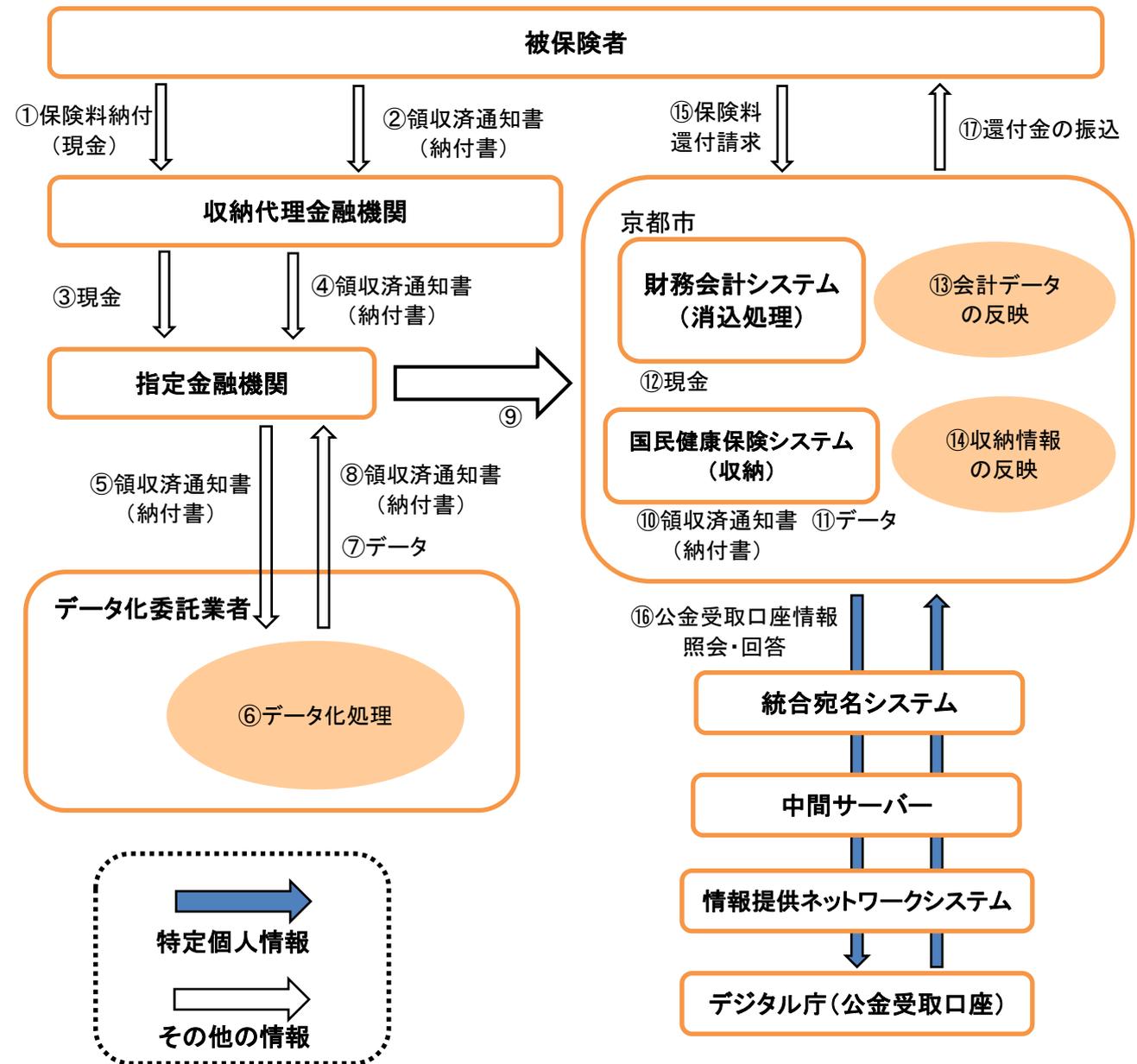
(備考)

3 賦課

- ①② 本市税務システムに照会し、国保料賦課に必要な被保険者の所得情報等を確認し、取り込む。
- ③④ 必要に応じて、情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村に照会し、所得情報等の賦課に必要な情報を確認し、取り込む。
- ⑤⑥ 必要に応じて、情報提供ネットワークシステムを通じて、各医療保険者に照会し、前保険資格情報を確認する。
- ⑦⑧ 必要に応じて、情報提供ネットワークシステムを通じて、厚生労働大臣に照会し、非自発的失業情報を確認する。
- ⑨ 国民健康保険料の減額に係る申請書等を受ける(紙(持参又は郵送)による受付と電子による受付を行う。)
- ⑩ 電子申請の場合は、LGWAN端末を用いて、びったりサービスから申請情報を取得し、紙で出力する。
- ⑪ ①～⑨の情報等を月末締めで取込み保険料の賦課決定を行う。
- ⑫ 国保世帯主へ保険料の決定通知等を送付する。

(別添1) 事務の内容

4 徴収



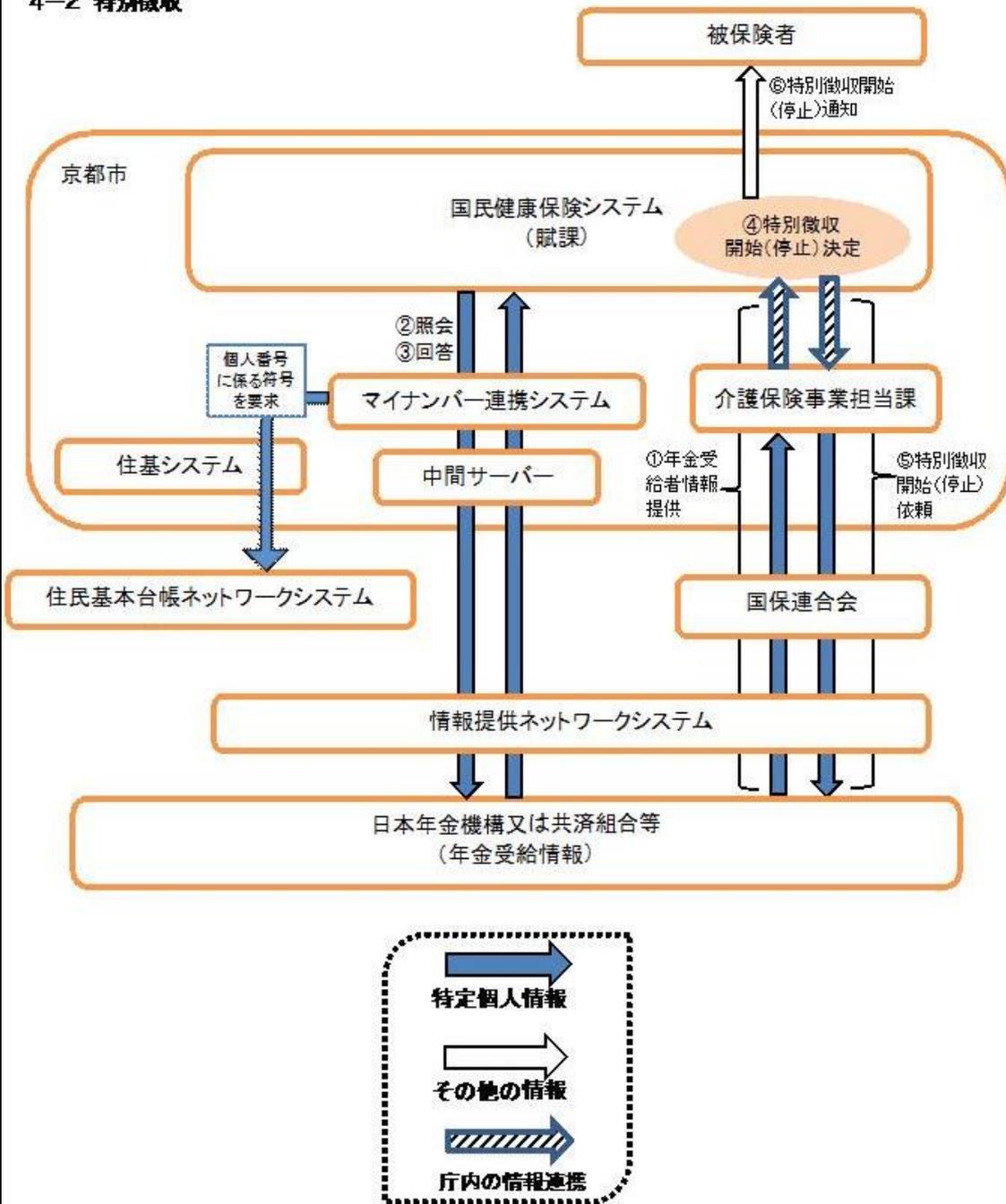
(備考)

4 徴収

- ①②保険料の賦課決定を受けた被保険者が、保険料を納付する。
- ③④各収納代理金融機関で現金と領収済通知書を取りまとめて指定金融機関に渡す。
- ⑤指定金融機関からデータ化委託業者に領収済通知書を渡す。
- ⑥受け取った領収済通知書に基づいてデータ化(パンチ処理)を行う。
- ⑦⑧⑨各資料(現金、領収済通知書、データ)を京都市に渡す。
- ⑩⑪⑫各資料(現金、領収済通知書、データ)に基づいて、各システムに反映(⑬、⑭)させる。
- ⑮保険料の還付決定を受けた被保険者が、保険料の還付請求を行う。
- ⑯⑰受け取った還付請求に基づき公金受取口座情報を照会し、回答を得て、指定の口座に還付金を振り込む。

(別添1) 事務の内容

4-2 特別徴収



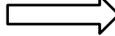
(備考)

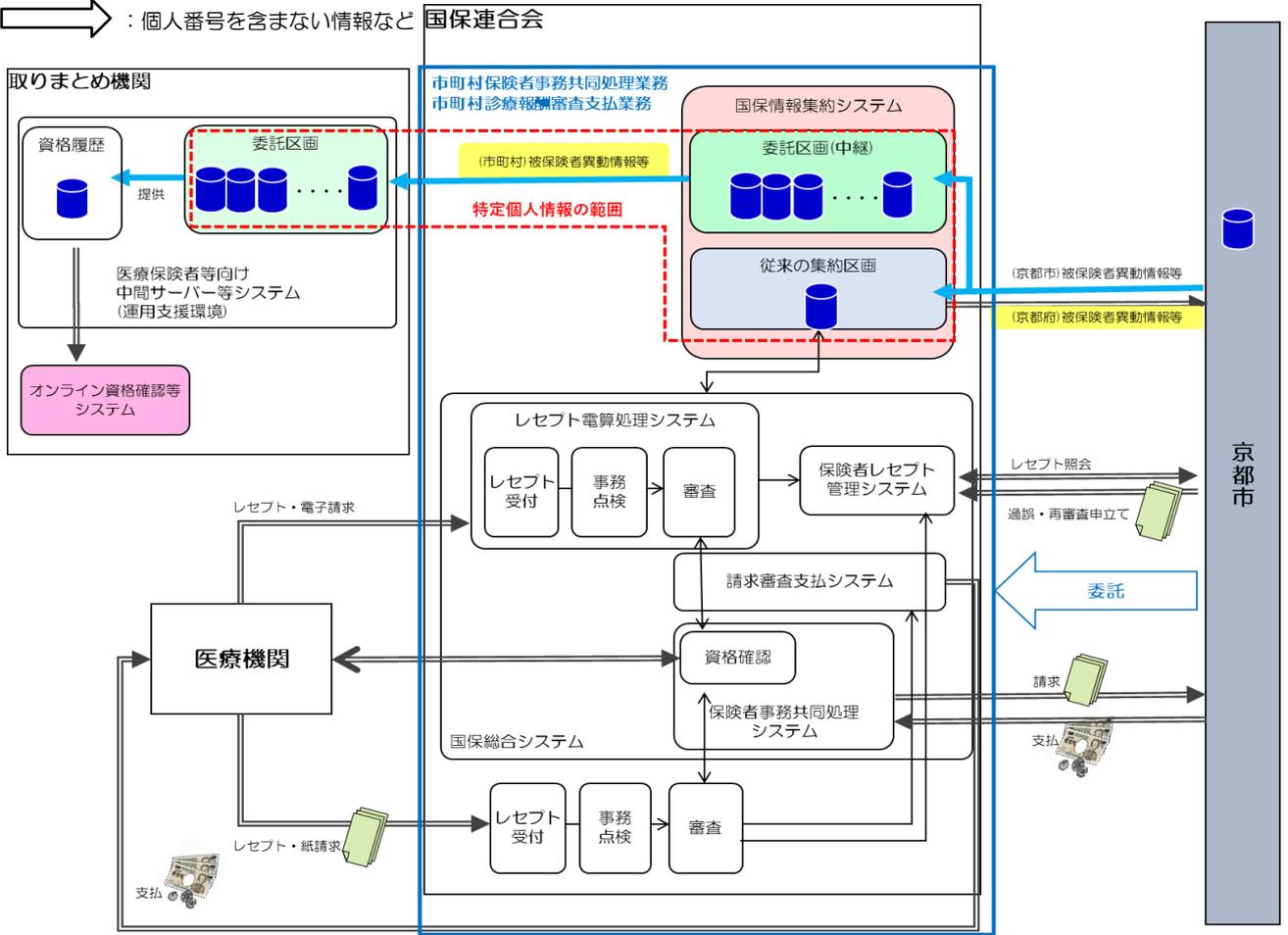
4-2 特別徴収

- ① 日本年金機構又は共済組合等の年金保険者からの、年金受給者情報の提供を確認し、取り込む。
- ②③ 必要に応じて、情報提供ネットワークシステムを通じて、日本年金機構又は共済組合等の年金保険者に照会し、年金受給情報を確認し、取り込む。
- ④ ①～③の情報を月初にとりまとめ、資格情報等と突合のうえ、特別徴収開始(停止)決定を行う。
- ⑤ ④で作成したデータを、国民健康保険団体連合会を通じて、日本年金機構又は共済組合等の年金保険者へ提供する。
- ⑥ 国保世帯主へ決定通知等を送付する。

**(別添1) 事務の内容**

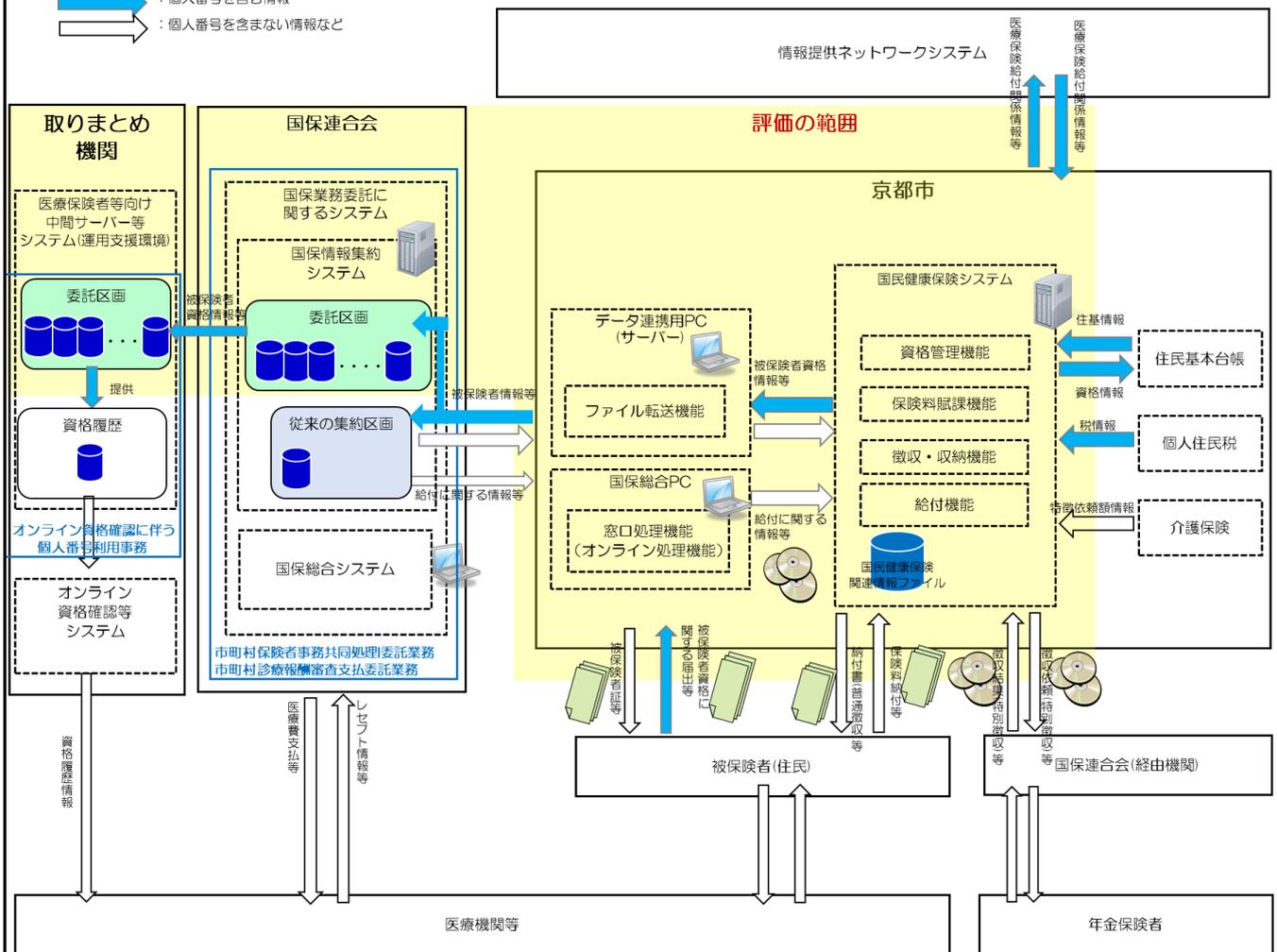
国民健康保険の業務委託とシステムの関係

-  : 個人番号を含む情報
-  : 個人番号を含まない情報など



国保総合PCと市町村システムとの関係

 : 個人番号を含む情報  
 : 個人番号を含まない情報など



(備考)

1. 市町村保険者事務共同処理業務

- 1-1. 国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。  
 ・なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。
- 1-2. 上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号を使用しない。

【オンライン資格確認に関する追記】

- 1-3. オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。

2. 市町村診療報酬審査支払業務

- ・保険医療機関等から提出される診療報酬の審査支払を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務および本業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号は使用しない。

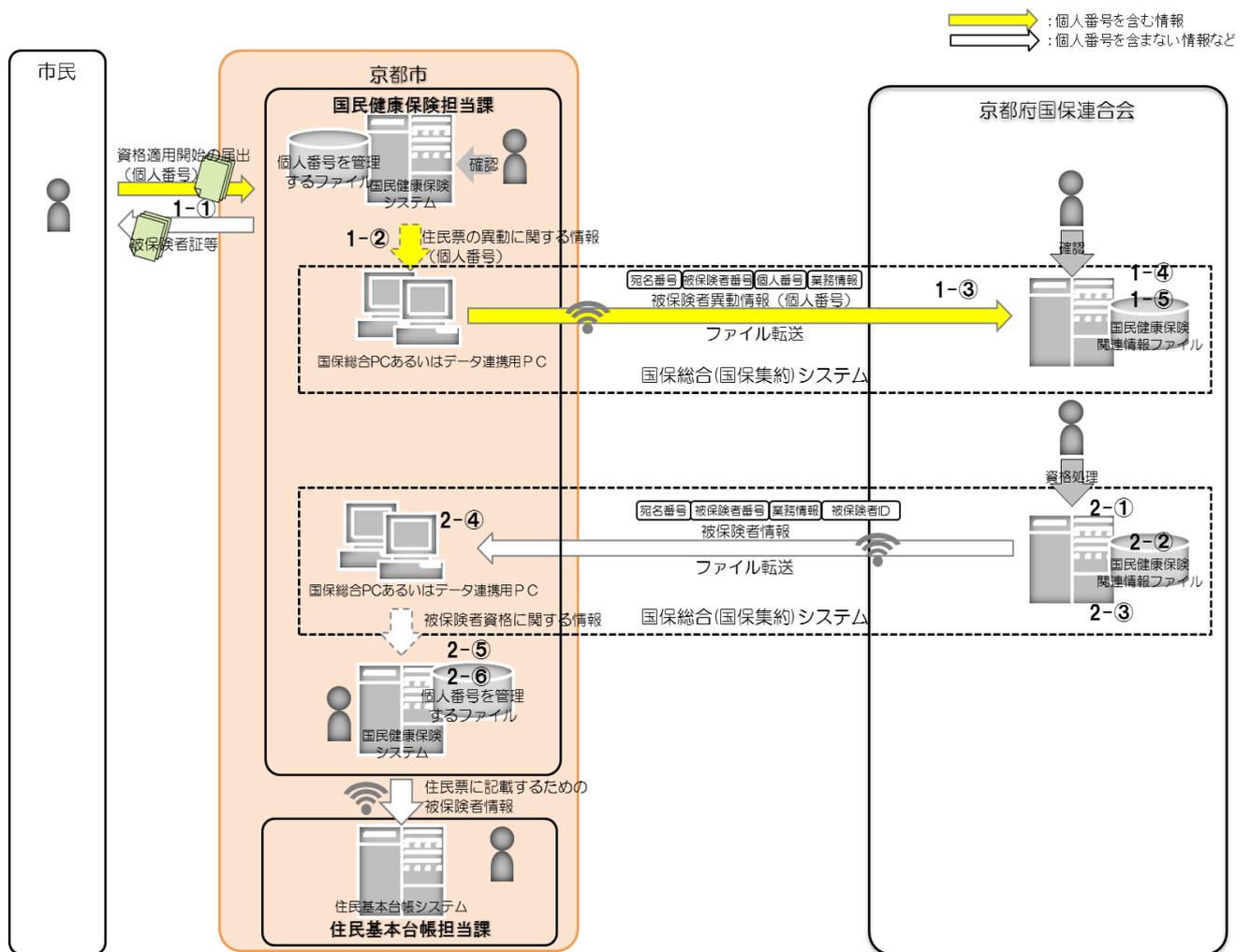
【オンライン資格確認に関する追記】

3. オンライン資格確認の準備業務

- ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務  
 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。
- ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等業務  
 オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。

(別添1) 事務の内容

1 資格継続業務



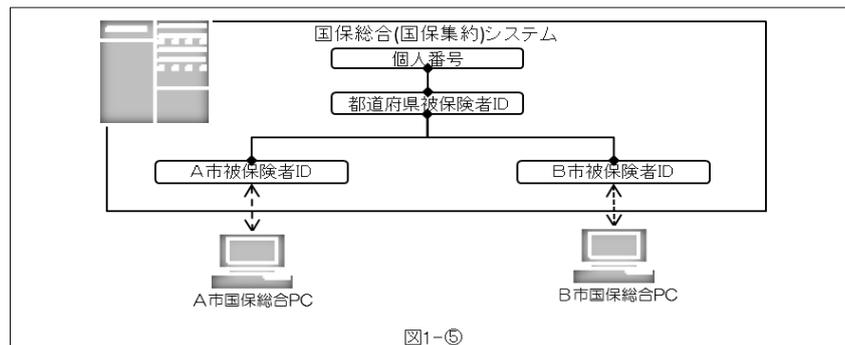
(備考)

## 1 資格継続業務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市町村から送付された被保険者情報と転入地市町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うこととなる。
- ・また、市町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

### (1)被保険者異動情報等の送信

- 1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。市民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。
- 1-②国民健康保険システムから、異動のあった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、本市の国保総合PCに移入する。  
データ連携用PCを用いる場合は、国民健康保険システムから当該連携用PCに直接移入する。
- 1-③本市の国保総合PCあるいはデータ連携用PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 1-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 1-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、本市から送信された当該情報に含まれる「個人情報」によって同一人の判断・確認を行う。  
また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市町別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性が管理される。

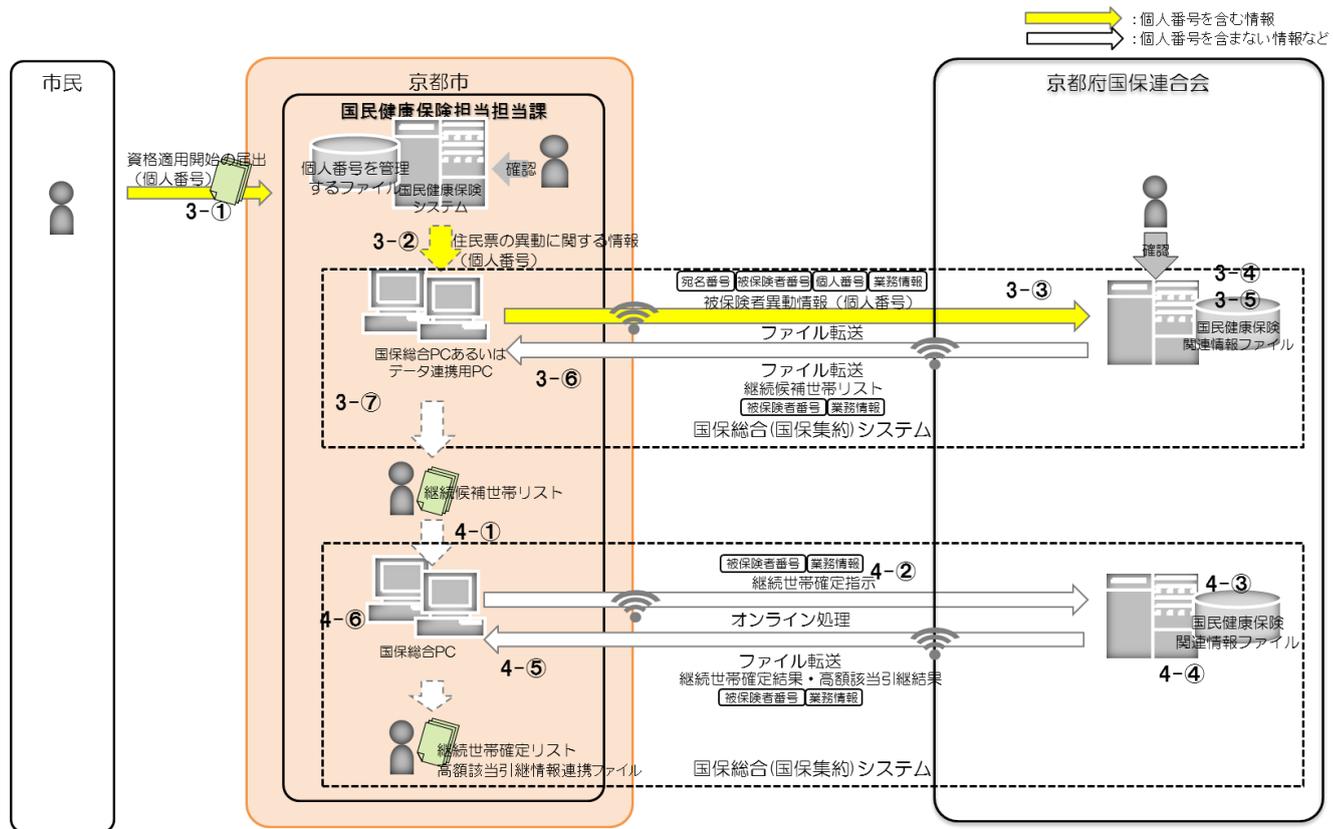


### (2)被保険者情報の受信

- 2-①(1)において本市の国保総合PCあるいはデータ連携用PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市町村間を転居した場合には、転出市町村と転入市町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。  
また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- 2-②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市町村別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐付き、さらに都道府県被保険者IDには個人番号が紐付されている。
- 2-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者情報が管理される。
- 2-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから本市の国保総合PCあるいはデータ連携用PCに、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- 2-⑤本市では、国保総合PCから被保険者情報を電子媒体等に移出し、国民健康保険システムに移入する。  
配信情報をデータ連携用PCで受け取る場合は、当該データ連携用PCを通じて国民健康保険システムに移入する。
- 2-⑥国民健康保険システムでは、移入された被保険者情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者情報を更新する。  
本市では、すでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して管理する。

(別添1) 事務の内容

2 高額該当の引き継ぎ業務



(備考)

## 2 高額該当回数の引き継ぎ業務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12箇月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

### (3)継続候補世帯の抽出

- 3-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに該当情報を登録する。
- 3-②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、本市の国保総合PCに移入する。  
データ連携用PCを用いる場合は、国民健康保険システムから当該データ連携用PCに直接移入する。
- 3-③本市の国保総合PCあるいはデータ連携用PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 3-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- 3-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リストが作成される。
- 3-⑥国保連合会の国保総合(国保集約)システムから本市の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- 3-⑦本市において、国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

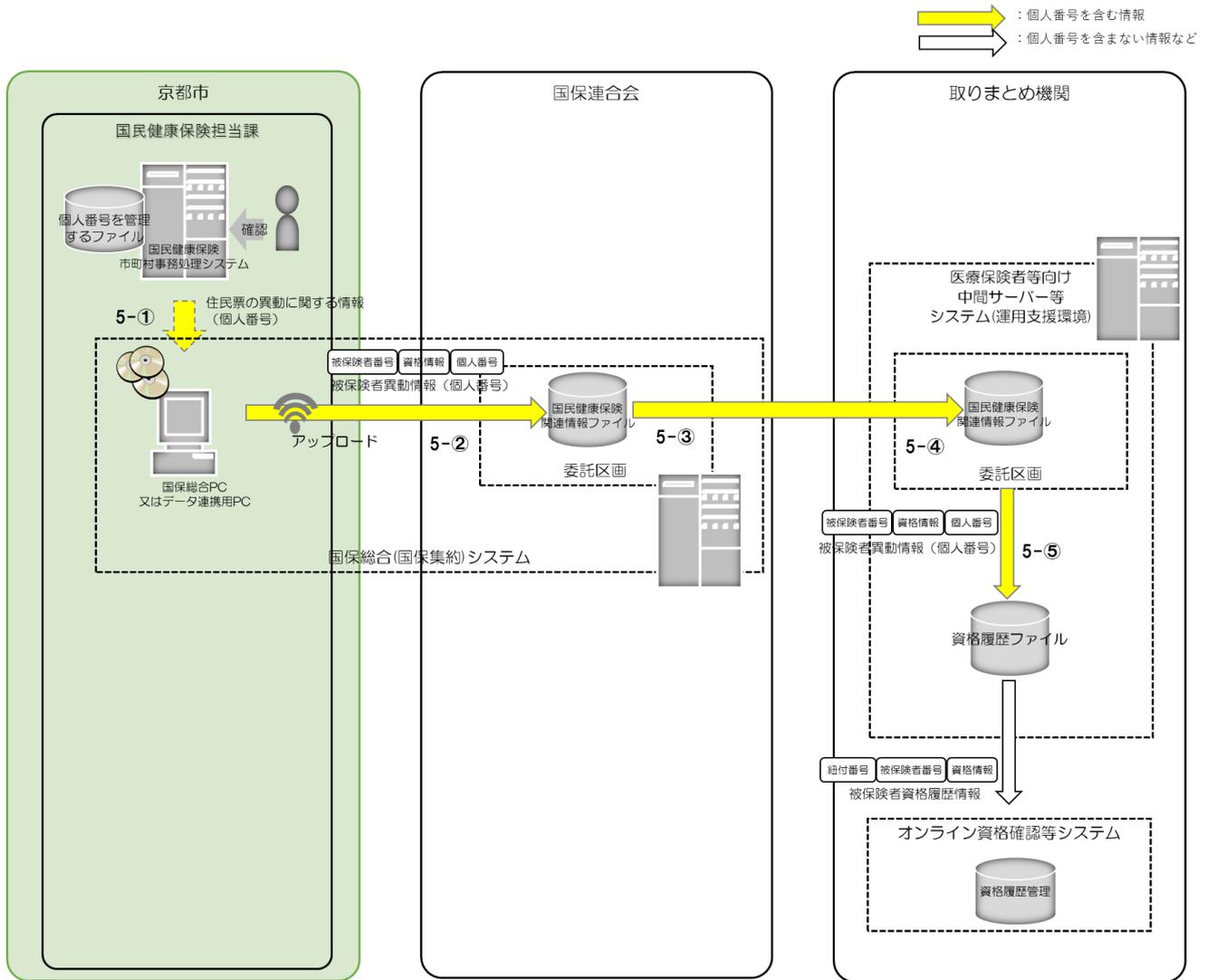
### (4)継続世帯の確定及び高額該当回数の引き継ぎ

- 4-①継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、本市の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4-②本市の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。  
また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引継ぎが実施される。
- 4-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果及び高額該当引継結果が作成される。
- 4-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムから本市の国保総合PCに、継続世帯確定結果及び高額該当引継結果を配信する。
- 4-⑥本市において、国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。また、国保総合PCに表示した情報及び高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

(別添1) 事務の内容

【オンライン資格確認に関する追記】

3 オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供



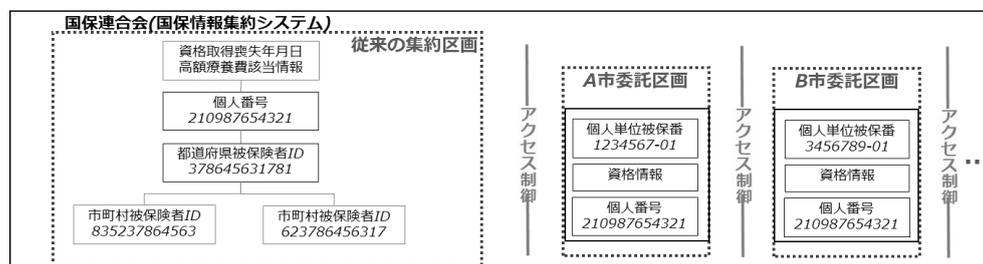
(備考)

- 3 オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供□
- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
  - ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市町村において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

□

(5)被保険者異動情報等の送信

- 5-①京都市国保システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市町村の国保総合PCに移入する。  
又は京都市国保システムからデータ連携用PCに直接送信する。
- 5-②市町村の国保総合PC又はデータ連携用PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 5-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。  
国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市町村間)の提供等は発生しない。



- 5-④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。  
医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。
- 5-⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険システムにおいて資格登録を行っている者のうち、個人番号を有する者
その必要性	保険料の賦課徴収・給付関係事務を行ううえで、被保険者の正確な住基情報や所得情報を把握し、公平・公正な国民健康保険事務を行うため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 公金受取口座情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①識別情報:対象者を正確に特定するために記録</li> <li>②連絡先情報:対象者の世帯情報及び通知等の送付先の把握のために記録</li> <li>③業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税関係情報:保険料賦課及び保険給付を適正に行うために記録</li> <li>・健康・医療関係情報:保険給付を適正に行うために記録</li> <li>・医療保険関係情報:資格管理及び保険給付を適正に行うために記録</li> <li>・児童・障害者福祉・介護・高齢者福祉関係情報:資格管理及び保険料賦課を適正に行うために記録(住所地特例や介護保険適用除外等)</li> <li>・生活保護関係情報:資格管理を適正に行うために記録</li> <li>・介護・年金関係情報:保険料の特別徴収を行うために記録</li> <li>・雇用・労働関係情報:保険料賦課を適正に行うために記録(非自発的失業者減免等)</li> <li>・災害関係情報:保険料賦課を適正に行うために記録(減免等)</li> <li>・公金受取口座情報:保険料還付、給付等の振込先を把握するために記録</li> </ul> </li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課

**3. 特定個人情報の入手・使用**

<p>①入手元 ※</p>	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 文化市民局地域自治推進室、行財政局税務部、保健福祉局(生活福祉部生活福祉課、障害保健福祉推進室、健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課、同室健康長寿企画課)、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部児童福祉センター児童相談所 )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 医療保険者、年金機構、デジタル庁 )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 地方公共団体情報システム機構、京都府国民健康保険団体連合会 )</p>
<p>②入手方法</p>	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、本市共通システム基盤の情報連携機能 )</p>
<p>③入手の時期・頻度</p>	<p>&lt;本人又は本人の代理人からの入手&gt; 国民健康保険法施行規則に記載されている申請等を受けた都度必要に応じて入手する。</p> <p>&lt;本市共通システム基盤の情報連携機能により入手&gt; ①住基関係情報:住基システムの異動情報を即時連動(住民の個人番号を含む。) ②地方税関係情報:税システムの異動情報を月次更新 ③健康・医療関係情報:未定 ④児童・障害者福祉・介護・高齢者福祉関係情報:月次で関係部署から情報提供 ⑤生活保護関係情報:随時で関係部署から情報提供 ⑥介護・年金関係情報:介護保険システムの賦課異動情報等を月次更新</p> <p>&lt;情報提供ネットワークシステムにより入手&gt; 調査が必要になった都度入手する。</p> <p>&lt;住民基本台帳ネットワークシステムにより入手&gt; 本人確認情報について、調査が必要になった都度入手する。</p> <p><b>【国保都道府県化に伴う追記】</b> &lt;国保連合会からの入手&gt; 以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 ・資格継続業務 ・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等) :国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。 平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ・高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) :転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。 平成30年4月1日以後に、月次の頻度。</p>

<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>&lt;本人又は本人の代理人からの入手&gt;  番号法第9条別表第69項に規定され、国民健康保険法施行規則、京都市国民健康保険条例、京都市国民健康保険規則に規定する届出及び申請を受けた都度必要に応じて入手する。  &lt;本市共通システム基盤の情報連携機能により入手&gt;  番号法第9条第2項に基づく条例に規定され、迅速かつ効率的な対応が行える程度で情報を入手する。  &lt;情報提供ネットワークシステムにより入手&gt;  番号法第19条第8号別表第69、70、71項に規定され、調査が必要になった都度入手する。  &lt;住民基本台帳ネットワークシステムにより入手&gt;  番号法第14条第2項に規定され、調査が必要になった都度入手する。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】  &lt;国保連合会からの入手&gt;  国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。  なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>1 入手の時期・頻度の妥当性  ・資格継続業務  ・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。  ・高額該当の引き継ぎ業務  ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p> <p>2 入手方法の妥当性  ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏洩や盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p>				
<p>⑤本人への明示</p>	<p>①使用目的を文書または口頭で本人に明示した上で入手する。  ②本市共通システム基盤の情報連携機能により入手を行うことは、番号法第9条第2項に基づく条例にて明示されている。  ③情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第69、70、71項にて明示されている。  ④住民基本台帳ネットワークシステムを通じた入手については、番号法第14条第2項において地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる旨が規定されている。</p>				
<p>⑥使用目的 ※</p>	<p>国民健康保険法、国民健康保険に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による国民健康保険の資格・給付・賦課に関する事務を適正に行うため。</p>				
<p>変更の妥当性</p>	<p>—</p>				
<p>⑦使用の主体</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="328 1489 467 1559"> <p>使用部署 ※</p> </td> <td data-bbox="467 1489 1522 1559"> <p>保健福祉局生活福祉部保険年金課、各区役所・支所保健福祉センター健康福祉部保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1559 467 1657"> <p>使用者数</p> </td> <td data-bbox="467 1559 1522 1657"> <p>[ 100人以上500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 10人未満  2) 10人以上50人未満  3) 50人以上100人未満  4) 100人以上500人未満  5) 500人以上1,000人未満  6) 1,000人以上</p> </td> </tr> </table>	<p>使用部署 ※</p>	<p>保健福祉局生活福祉部保険年金課、各区役所・支所保健福祉センター健康福祉部保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当</p>	<p>使用者数</p>	<p>[ 100人以上500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 10人未満  2) 10人以上50人未満  3) 50人以上100人未満  4) 100人以上500人未満  5) 500人以上1,000人未満  6) 1,000人以上</p>
<p>使用部署 ※</p>	<p>保健福祉局生活福祉部保険年金課、各区役所・支所保健福祉センター健康福祉部保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当</p>				
<p>使用者数</p>	<p>[ 100人以上500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 10人未満  2) 10人以上50人未満  3) 50人以上100人未満  4) 100人以上500人未満  5) 500人以上1,000人未満  6) 1,000人以上</p>				
<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>①資格事務  ・資格の取得喪失情報や住基情報を基に、様々な資格異動に伴う資格の認定を行う。  ②給付事務  ・各種保険給付の決定を行う。  ・所得情報を基に、保険給付を行うための一部負担金割合や限度額区分の判定を行う。  ・公金受取口座情報を基に、保険給付の支給を行う。  ③賦課事務  ・所得情報を基に、保険料の賦課を行う。  ④徴収事務  ・保険料の特別徴収を行う。  ・公金受取口座情報を基に、保険料の還付を行う。</p>				



再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先の名称、業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由、再委託先の取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け諾否を判断する。	
	⑨再委託事項	汎用電子計算機及び周辺装置操作業務におけるオペレーション	
<b>委託事項2～5</b>			
<b>委託事項2</b>		システムの運用保守委託	
①委託内容		システムの運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	システムの安定稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数		[ 50人以上100人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 庁舎内にてシステム機器を直接操作 )	
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		日本電気株式会社を代表とするコンソーシアム	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
<b>委託事項3</b>		国民健康保険療養費支給申請書の内容点検	
①委託内容		国民健康保険療養費支給申請書の内容点検	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険の被保険者	
	その妥当性	申請書の内容点検、データ化、患者照会までを一貫した作業で行うため。	

③委託先における取扱者数		[ 100人以上500人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社コアジャパン	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容		<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する。)</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>【オンライン資格確認に関する追記】</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		<p>・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、本市に住所を有する者</p> <p>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</p> <p>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</p> <p>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、本市に加入資格が適用される者をいう。</p>	
その妥当性		<p>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</p> <p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定するには、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>	

③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線      [ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として本市のWebサイトに公開する。	
⑥委託先名	京都府国民健康保険団体連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する      [ ] <選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他本市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンスなど。)
<b>委託事項5</b>		
【オンライン資格確認に関する追記】 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務		
①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満      [ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、本市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、本市に加入資格が適用される者をいう。
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線      [ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として本市のWebサイトに公開する。	
⑥委託先名	京都府国民健康保険団体連合会	

再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の京都府国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、京都府国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	
	⑨再委託事項	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運田支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開設者および運田者は、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務(国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む。)	
<b>委託事項6～10</b>			
<b>委託事項6</b>		【オンライン資格確認に関する追記】 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、本市に住所を有する者</li> <li>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</li> <li>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</li> <li>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、本市に加入資格が適用される者をいう。</li> </ul>	
その妥当性		市町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として本市のWebサイトに公開する。	
⑥委託先名		支払基金	

再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	
委託事項7		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、本市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、本市に加入資格が適用される者をいう。	
	その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。	
⑥委託先名		京都府国民健康保険団体連合会 (京都府国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する。)	



再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 30 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 2 ) 件 [ ] 行っていない		
提供先1	厚生労働大臣		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第1項		
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者		
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度		
提供先2～5			
提供先2	全国健康保険協会		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2項		
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者		
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度		

<b>提供先3</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第3項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第5項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先5</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第6項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者



④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
<b>提供先9</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第27項	
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する規定であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
<b>提供先10</b>	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第38項	
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
<b>提供先11～15</b>		

<b>提供先11</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第42項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先12</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第48項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先13</b>	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対し無利子または低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者

⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先14</b>	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第56項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先15</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第65項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先16～20</b>	
<b>提供先16</b>	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第69項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
<b>提供先17</b>	厚生労働大臣又は共済組合等	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
<b>提供先18</b>	市長村長又は国民健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第70項	
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	

<b>提供先19</b>	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第83項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先20</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第87項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令に定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>移転先1</b>	行財政局税務部
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	個人市民税の社会保険料控除額の算出業務
③移転する情報	国民健康保険の世帯主に係る氏名及び生年月日、保険料納付額
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の納付実績がある世帯主のうち60歳以上かつ前年度の総所得金額が35万円を超えるもの
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 本市共通システム基盤の情報連携機能 )
⑦時期・頻度	情報の提供依頼のあった都度

移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
①保管場所 ※	<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <p>①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設けており、入退室管理を静脈認証により行っている。  ②サーバー室の出入口を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。  ③申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。  ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	<p>期間</p> <p>[ 定められていない ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年  7) 6年以上10年未満        8) 10年以上20年未満        9) 20年以上  10) 定められていない</p>
	<p>その妥当性</p> <p>給付や保険料の還付等の時効が5年であるため、国保加入世帯の全員が資格喪失をしてから5年間保管を行う。</p>
③消去方法	<p>&lt;京都市における措置&gt;</p> <p>①保管期間を過ぎたものについては、システム内で削除処理を実行する。  ②紙書類については、規定に基づき外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。  ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
<b>7. 備考</b>	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険システムにおいて資格登録を行っている者のうち、個人番号を有する者
その必要性	保険料の賦課徴収・給付関係事務を行ううえで、被保険者の正確な住基情報や所得情報を把握し、公平・公正な国民健康保険事務を行うため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①識別情報:対象者を正確に特定するために記録</li> <li>②連絡先情報:対象者の世帯情報及び通知等の送付先の把握のために記録</li> <li>③業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税関係情報:保険料賦課及び保険給付を適正に行うために記録</li> <li>・健康・医療関係情報:保険給付を適正に行うために記録</li> <li>・医療保険関係情報:資格管理及び保険給付を適正に行うために記録</li> <li>・児童・障害者福祉・介護・高齢者福祉関係情報:資格管理及び保険料賦課を適正に行うために記録(住所地特例や介護保険適用除外等)</li> <li>・生活保護関係情報:資格管理を適正に行うために記録</li> <li>・介護・年金関係情報:保険料の特別徴収を行うために記録</li> <li>・雇用・労働関係情報:保険料賦課を適正に行うために記録(非自発的失業者減免等)</li> <li>・災害関係情報:保険料賦課を適正に行うために記録(減免等)</li> </ul> </li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 (文化市民局地域自治推進室, 行財政局税務部, 保健)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 (医療保険者, 年金機構)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 (地方公共団体情報システム機構, 京都府国民健康保険団体連合会)</li> </ul>
②入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム, 本市共通システム基盤の情報連携機能)</li> </ul>

<p>③入手の時期・頻度</p>	<p>&lt;本人又は本人の代理人からの入手&gt;  国民健康保険法施行規則に記載されている申請等を受けた都度必要に応じて入手する。  &lt;本市共通システム基盤の情報連携機能により入手&gt;  ①住基関係情報:住基システムの異動情報を即時連動(住民の個人番号を含む。)  ②地方税関係情報:税システムの異動情報を月次更新  ③健康・医療関係情報:未定  ④児童・障害者福祉・介護・高齢者福祉関係情報:月次で関係部署から情報提供  ⑤生活保護関係情報:随時で関係部署から情報提供  ⑥介護・年金関係情報:介護保険システムの賦課異動情報等を月次更新  &lt;情報提供ネットワークシステムにより入手&gt;  調査が必要になった都度入手する。  &lt;住民基本台帳ネットワークシステムにより入手&gt;  本人確認情報について、調査が必要になった都度入手する。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】  &lt;国保連合会からの入手&gt;  以下の時期・頻度で特定個人情報を入力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格継続業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等)  :国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。  平成30年4月1日以後に、日次の頻度。</li> </ul> </li> <li>・高額該当の引き継ぎ業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)  :転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。  平成30年4月1日以後に、月次の頻度。</li> </ul> </li> </ul>
<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>&lt;本人又は本人の代理人からの入手&gt;  番号法第9条別表第1第30項に規定され、国民健康保険法施行規則、京都市国民健康保険条例、同施行細則に規定する届出及び申請を受けた都度必要に応じて入手する。  &lt;本市共通システム基盤の情報連携機能により入手&gt;  番号法第9条第2項に基づく条例に規定され、迅速かつ効率的な対応が行える程度で情報を入力する。  &lt;情報提供ネットワークシステムにより入手&gt;  番号法第19条第7号別表第2第42、43、44、45項に規定され、調査が必要になった都度入手する。  &lt;住民基本台帳ネットワークシステムにより入手&gt;  番号法第14条第2項に規定され、調査が必要になった都度入手する。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】  &lt;国保連合会からの入手&gt;  国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入力する必要がある。  なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>1 入手の時期・頻度の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格継続業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者情報:国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。</li> </ul> </li> <li>・高額該当の引き継ぎ業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き継ぎ情報:高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</li> </ul> </li> </ul> <p>2 入手方法の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏洩や盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</li> </ul>
<p>⑤本人への明示</p>	<p>①使用目的を文書または口頭で本人に明示した上で入手する。  ②本市共通システム基盤の情報連携機能により入手を行うことは、番号法第9条第2項に基づく条例にて明示されている。  ③情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第二の第42、43、44、45項にて明示されている。  ④住民基本台帳ネットワークシステムを通じた入手については、番号法第14条第2項において地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる旨が規定されている。</p>
<p>⑥使用目的 ※</p>	<p>国民健康保険法、国民健康保険に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による国民健康保険の資格・給付・賦課に関する事務を適正に行うため。</p>

	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健福祉局生活福祉部保険年金課, 各区役所・支所福祉部保険年金課, 京北出張所福祉担当
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		①資格事務 ・資格の取得喪失情報や住基情報を基に, 様々な資格異動に伴う資格の認定を行う。 ②給付事務 ・各種保険給付の決定を行う。 ・所得情報を基に, 保険給付を行うための一部負担金割合や限度額区分の判定を行う。 ③賦課事務 ・所得情報を基に, 保険料の賦課を行う。 ④徴収事務 ・保険料の特別徴収を行う。
	情報の突合 ※	①資格事務 届出記載事項と住基情報, 他保険資格情報等を突合し, 資格認定や被保険者証の発行等を行う。 ②給付事務 ・住基情報と所得情報を突合し, 70歳以上75歳未満の被保険者に係る一部負担金割合の判定や保険給付の支給に係る限度額区分の判定を行う。 ・医療給付情報と介護保険給付情報を突合し, 保険給付額を決定する。 ③賦課事務 住基情報, 所得情報, 雇用保険情報等を突合し, 保険料の賦課決定を行う。
	情報の統計分析 ※	国・京都府への報告資料等のため統計・分析を行うが, 特定個人情報を用いて特定の個人を判別するような統計・分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	①資格事務 ・被保険者の資格取得や資格喪失の資格認定等 ・被保険者証等の交付 ②給付事務 ・各種保険給付の支給決定等 ・保険給付を行うための限度額区分の判定等 ・70歳以上75歳未満の被保険者に係る一部負担金割合の判定等 ③賦課事務 ・保険料の賦課決定等
⑨使用開始日		平成28年1月1日
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※	[ 委託する ] 1) 委託する 2) 委託しない  ( 4 ) 件	
委託事項1		システムのエペレーション業務委託
①委託内容		システムにて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの安定稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙	

		[ <input type="radio"/> ] その他 ( 庁舎内にてシステム機器を直接操作 )
⑤委託先名の確認方法	ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社インテック	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託する ] <選択肢>
	⑧再委託の許諾方法	再委託先の名称, 業務範囲, 業務期間, 業務従事者名簿, 再委託の理由, 再委託先の選定理由, 再委託先の取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け諾否を判断する。
	⑨再委託事項	汎用電子計算機及び周辺装置操作業務におけるオペレーション
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
システムの運用保守委託		
①委託内容	システムの運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの安定稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 庁舎内にてシステム機器を直接操作 )	
⑤委託先名の確認方法	ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	日本電気株式会社を代表とするコンソーシアム	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託しない ] <選択肢>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項3</b>		
国民健康保険療養費支給申請書の内容点検		
①委託内容	国民健康保険療養費支給申請書の内容点検	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険の被保険者
	その妥当性	申請書の内容点検, データ化, 患者照会までを一貫した作業で行うため。

③委託先における取扱者数		[ 100人以上500人未満 ]	<選択肢> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社コアジャパン	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢>
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容		<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する。)</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	<p>・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、本市に住所を有する者</p> <p>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</p> <p>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</p> <p>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、本市に加入資格が適用される者をいう。</p>	
	その妥当性	<p>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</p> <p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>	
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="radio"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	

⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として本市のWebサイトに公開する。	
⑥委託先名	京都府国民健康保険団体連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢>
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他本市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務で使用使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンスなど。)
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 30 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 2 ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第111項	
②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先2～5		
提供先2	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第115項	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	

⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先3</b>	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第116項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先4</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第125項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

<b>提供先5</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第131項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先7</b>	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表132項
②提供先における用途	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者

⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先8</b>	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第137項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先9</b>	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第141項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先10</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第145項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
<b>提供先11～15</b>		
<b>提供先11</b>	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第158項	
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
<b>提供先12</b>	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第161項	
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和十九年五月八日付け通知)の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	

<b>提供先13</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第164項
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先14</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第165項
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先15</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第166項
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者

⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先16～20</b>	
<b>提供先16</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第173項
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先17</b>	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第46項
②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。), 第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先18</b>	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第58項
②提供先における用途	地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先19	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第62項	
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令に定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先20	番号法第19条第7号別表第2第78項	
①法令上の根拠	厚生労働大臣	
②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
移転先1	行財政局税務部	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例	
②移転先における用途	個人市民税の社会保険料控除額の算出業務	
③移転する情報	国民健康保険の世帯主に係る氏名及び生年月日、保険料納付額	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の納付実績がある世帯主のうち60歳以上かつ前年度の総所得金額が35万円を超えるもの	

⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	
⑦時期・頻度	情報の提供依頼のあった都度	
<b>移転先2～5</b>		
移転先2	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例	
②移転先における用途	介護保険料の徴収に関する催告・督促	
③移転する情報	被保険者資格情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者のうち、介護保険を受給している者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	
⑦時期・頻度	情報の提供依頼のあった都度	
<b>移転先6～10</b>		
<b>移転先11～15</b>		
<b>移転先16～20</b>		
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
①保管場所 ※	<b>&lt;京都市における措置&gt;</b> ①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設けており、入室管理を静脈認証により行っている。 ②サーバー室の出入口を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 ③申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。	
②保管期間	期間	<input type="checkbox"/> 定められていない <input type="checkbox"/>
	その妥当性	給付や保険料の還付等の時効が5年であるため、国保加入世帯の全員が資格喪失をしてから5年間保管を行う。
③消去方法	<b>&lt;京都市における措置&gt;</b> ①保管期間を過ぎたものについては、システム内で削除処理を実行する。 ②紙書類については、規定に基づき外部業者による溶解処理を行う。  <b>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</b> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。  <b>&lt;ぴったりサービスにおける措置&gt;</b> ・LGWAN端末に保存した個人番号付電子申請データは、処理終了後不要となったタイミングで完全消去する。	
<b>7. 備考</b>		
—		

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

\* 業務個人番号は番号法導入前より使用している国民健康保険システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

<宛名>

宛名参照情報(A)	更新区	更新年月日	最終更新情報	宛名マスター
国保宛名番号	区コード	住登外住所索引情報	更新区	世帯番号
国保個人番号	管轄コード	住所コード	区コード	記号番号
最終更新情報	更新年月日	カナ氏名	管轄コード	住所コード
更新区	外登宛名番号仮押え情報(B)	氏名サイン	更新年月日	区
区コード	外登宛名番号	国保宛名番号	住登外氏名索引情報	学区
管轄コード	国保宛名番号	住所	区コード	町
更新年月日	最終更新情報	氏名漢字	カナ氏名	世帯コード
宛名参照情報(B)	更新区	生年月日	氏名サイン	宛名区分
国保個人番号	区コード	性別	国保宛名番号	作成期
国保宛名番号	管轄コード	最終更新情報	住所コード	世帯主宛名番号
最終更新情報	更新年月日	更新区	住所	世帯主個人番号
更新区	国保住登外マスター	区コード	氏名漢字	住所コード
区コード	国保宛名番号	管轄コード	生年月日	区
管轄コード	履歴番号	更新年月日	性別	学区
更新年月日	県市町村コード	税宛名番号仮押え情報(A)	旧氏名サイン	町
住登外生年月日索引情報	住所コード	国保宛名番号	最終更新情報	郵便番号
生年月日	郵便番号	税宛名番号	更新区	住所文字数
カナ氏名	住所文字数	区分	区コード	文字数(市区)
氏名サイン	住所	最終更新情報	管轄コード	文字数(通り名)
国保宛名番号	方書	更新区	更新年月日	文字数(町名)
住所コード	氏名カナ	区コード	通名情報	文字数(地番)
住所	氏名漢字	管轄コード	国保宛名番号	住所
氏名漢字	氏名1	更新年月日	通名かな	方書
性別	氏名2	税宛名番号仮押え情報(B)	通名漢字	氏名(カナ)
最終更新情報	通称名カナ	税宛名番号	生年月日	氏名(漢字)
更新区	通称名漢字	国保宛名番号	性別	通称名使用サイン
区コード	通称名1	区分	最終更新情報	補記サイン
管轄コード	通称名2	最終更新情報	更新区	住所補記サイン
更新年月日	生年月日	更新区	区コード	方書補記サイン
外登参照情報(A)	性別	区コード	管轄コード	氏名補記サイン
外登宛名番号	国籍コード	管轄コード	更新年月日	電話番号
国保宛名番号	通称名使用サイン	更新年月日	税参照情報(A)	点字サイン
最終更新情報	住民日	方書情報	税宛名番号	その他備考
更新区	住所補記サイン	国保宛名番号	国保個人番号	収納その他備考
区コード	方書補記サイン	住定年月日	区分	分納・誓約サイン
管轄コード	氏名補記サイン	方書	最終更新情報	全部喪失サイン
更新年月日	通称名補記サイン	最終更新情報	更新区	嘱託員コード
外登参照情報(B)	市内最終住所コード	更新区	区コード	世帯主生年月日
国保宛名番号	作成区分	区コード	管轄コード	バーコード(漢字)
外登宛名番号	登録日	管轄コード	更新年月日	所在不明サイン
最終更新情報	在留情報	更新年月日	税参照情報(B)	差押サイン
更新区	在留区分	送付先情報	国保個人番号	検索保留サイン
区コード	在留期間開始	国保世帯番号	税宛名番号	滞納検索保留サイン
管轄コード	在留期間	県市町村コード	区分	国保宛名参照情報
更新年月日	最終更新情報	住所コード	最終更新情報	宛名番号
外登宛名番号仮押え情報(A)	更新理由	郵便番号	更新区	個人番号
国保宛名番号	更新区	住所文字定数	区コード	更新区
外登宛名番号	区コード	住所	管轄コード	区コード
最終更新情報	管轄コード	方書	更新年月日	管轄コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<資格>

非自発的失業者情報	区コード	資格区分	対象生年月日
非自発的失業者Mレコード	管轄コード	履歴番号	40歳該当誕生日(A)
業務個人番号	更新日	更新情報	65歳該当誕生日(B)
連番	後期宛名リンク情報	更新区	74歳該当誕生日(C)
離職情報	業務個人番号	区コード	月次対象条件
離職日	後期医療被保険者番号	管轄コード	再交付申請期間
離職理由	記号番号リンク情報	更新日	受付開始日
保険料軽減期間情報	記号番号	個人マスタ	受付終了日
保険料軽減該当情報	区	個人情報	処理対象上限
該当日	学区	業務個人番号	対象可能届出上限日
該当理由	町	履歴番号1	対象可能取得上限日
該当届出日	世帯	履歴番号2	月次処理パラメータ
保険料軽減非該当情報	世帯番号	履歴番号3	交付年月日
非該当日	更新情報	世帯番号	バッチ処理期間
非該当理由	更新区	記号番号	処理日(自)
非該当届出日	区コード	区	処理日(至)
保険給付軽減期間情報	管轄コード	学区	Aパターン
保険給付軽減該当情報	更新日	町	特定健診
該当日	記号番号付番情報	世帯	対象
該当理由	国保住所コード	員番	負担額
該当届出日	自動付番・連番(記号番号)	資格区分	生活機能
保険給付軽減非該当情報	更新情報	本人員番	対象
非該当日	更新区	取得情報	負担率
非該当理由	区コード	全一区分	ドック
非該当届出日	管轄コード	異動日	対象
レコード更新情報	更新日	職権区分	負担率
更新区	公費情報	理由	Bパターン
区コード	業務個人番号	届出日	特定健診
管轄コード	公費情報	喪失情報	対象
更新日	公費負担者番号	全一区分	負担額
保険者マスタ	入力日	異動日	生活機能
政管健保番号	非該当日	職権区分	対象
保険者番号	入力日	理由	負担率
法別番号	非該当日	届出日	ドック
都道府県	入力日	資格取得開始サイン	対象
保険者番号	非該当日	退職該当開始サイン	負担率
保険者名(漢字)	入力日	京北減免該当サイン	Cパターン
保険者名(カナ)	非該当日	更新情報	特定健診
住所コード	更新情報	更新区	対象
郵便番号	更新区	区コード	負担額
住所	更新区コード	管轄コード	生活機能
住所文字数	更新管轄コード	更新日	対象
方書	更新年月日	パラメータ情報	負担率
電話番号	個人リンク情報	年度	ドック
管理情報	世帯番号	整理番号	対象
開始日	連番	パターン	負担率
終了日	続きサイン	個人番号(最終番号)	更新日
保険者名(カナ清音)	個人情報	年次該当条件	更新区
データ更新情報	業務個人番号	交付年月日	個人世帯履歴情報
更新区	員番	有効期限	業務個人番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<給付>

負担区分判定情報	管轄コード	更新情報	進捗状態区分
年度	更新日	更新区	口座情報
世帯番号	自己負担額証明書情報	区コード	金融機関コード
履歴番号	旧被扶養者マスタレコード	管轄コード	店舗コード
続き連番	世帯番号	更新日	口座種別
続きサイン	支給対象年度	限度額適用認定証情報	口座番号
負担区分	証明書情報	世帯番号	口座名義人(カナ)
適用年月日	記号番号	員番	支給情報
判定事由	自己負担額証明書申請日	発行番号	支給情報登録サイン
判定年月日	自己負担額証明書整理番号	資格区分	支給決定日
申請日	支払方法(高額合算)	業務個人番号	支給決定区分
申請適用年月	保険者番号	記号番号	計算結果連絡票番号
中止申請日	自己負担額情報	区	合算負担額情報
中止適用年月	対象年度自己負担額	学区	世帯負担総額
申請有効フラグ	対象年月	町	一部負担金世帯合算額
判定区	資格有無フラグ	世帯	70歳以上負担金世帯合算額
世帯構成情報	自己負担額	発効期日	支給額情報
構成員情報	内70歳以上に係る負担額	有効期限	世帯支給総額
業務個人番号	経過措置有無サイン	長期該当サイン	内70歳以上に係る支給額
該当区分	経過措置情報	長期該当日	レコード更新情報
所得区分	経過措置-自己負担額	交付日	更新区
強制変更所得区分	経過措置対象年月	交付方法	区コード
理由	経過-資格有無フラグ	交付理由	管轄コード
得喪事由	経過-自己負担額-世帯	交付場所(区コード)	更新日
経過措置管理情報	経過-内70歳以上負担額	回収日	一部負担金減免情報
世帯公的年金経過措置サイン	レコード更新情報	回収方法	世帯番号
個人判定情報	更新区	回収理由	減免開始日(逆数)
個人公的年金経過措置サイン	区コード	回収場所(区コード)	員番
更新情報	管轄コード	申請情報	連番
更新区	更新日	申請日	業務個人番号
区コード	一部負担金限度額判定情報	適用年月	減免終了日
管轄コード	年度	高額区分	医療機関名称
更新日	世帯番号	滞納有無	支給対象記号番号
個人負担区分情報	業務個人番号	特別事情	区
年度	履歴番号	出力証	学区
世帯番号	適用	更新情報	町
業務個人番号	連番	更新区	世帯
最終判定日	続きサイン	区コード	更新情報
月別情報	適用区分	管轄コード	更新区
負担区分	適用区分変更情報	更新日	区コード
判定時世帯リンク情報	区分	高額合算療養費申請情報	管轄コード
決定履歴番号	変更理由	旧被扶養者マスタレコード	更新日
発効年月日	世帯構成情報	世帯番号	自己負担額情報
最新有効期限	構成員情報	支給対象年度	自己負担額マスタレコード
経過措置管理情報	業務個人番号	申請情報	被保険者(証)番号
月別状況	該当区分	記号番号	区
公的年金経過措置サイン	所得区分	自己負担額証明書申請日	学区
更新情報	強制変更所得区分	自己負担額証明書整理番号	町
更新区	理由	支払方法	世帯番号
区コード	得喪事由	保険者番号	申請情報

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

< 賦課 >

調定マスタ	減免入力情報	平等割半額適用月	医療分所得割入力
国保世帯番号	賦課世帯連絡データ	個人情報	医療分限度超過
年度相当	作成期	業務個人番号	後期分人数
世帯内連番	世帯番号	員番	後期分均等割額
履歴番号	年度相当	生年月日	後期分均等割入力
記号番号	記号番号	生年月日FLG	後期分平等割額
住所コード	住所コード	資格テーブル	後期分平等割入力
区	区	資格ビット	後期分所得割額
学区	学区	入力テーブル	後期分所得割入力
町	町	入力ビット	後期分限度超過
世帯	世帯番号	所得不明サイン	介護分人数
調定期	軽減情報	税異動サイン	介護分均等割額
調定修正期	軽減種別(医療)	市府民税額	介護分均等割入力
作成期	軽減種別(介護)	税額	介護分平等割額
異動理由	軽減種別(後期)	入力サイン	介護分平等割入力
例期	減免情報	前年所得	介護分所得割額
調定額	減免事由	前年所得額	介護分所得割入力
随時	減免台帳番号	入力	介護分限度超過
調定額	区コード	平等割軽減月別ビット	応益割情報
過年度随時(翌年度)	台帳番号	更新情報	医療分率A
調定額	減免額(医療分)	更新場所	医療分率B
過年度随時(翌々年度)	減免額(介護分)	管理区	後期分率A
調定額	減免額(後期分)	管区コード	後期分率B
特徴調定額	更新情報	更新日	介護分率A
該当記号番号調定額	更新場所	一般減免個別情報	介護分率B
新記号番号	管理区	一般減免個別データ	医療分応益対象額
住所コード	管区コード	世帯番号	医療分控除前減免額
区	更新日	年度相当	医療分法定軽減額
学区	一般減免集計情報	共通情報	医療分控除後額
町	一般減免集計データ	入力情報	後期分応益対象額
世帯	世帯番号	適用方法	後期分控除前減免額
新記号番号調定額	年度相当	申請日	後期分法定軽減額
旧記号番号	共通情報	年相	後期分控除後額
住所コード	作成期	平等割半額適用月	介護分応益対象額
区	記号番号	計算用各種額	介護分控除前額
学区	住所コード	総前年所得額	介護分法定軽減額
町	区	総当該年見込所得(応能適用)	介護分控除後額
世帯	学区	総当該年見込所得(応益適用)	応能割情報
旧記号番号調定額	町	最高限度額	医療分率
賦課その他情報	世帯番号	決定額	後期分率
世帯番号	減免台帳番号	医療分減免額	介護分率
年度相当	区コード	後期分減免額	医療分対象額
失業者減免情報	台帳番号	介護分減免額	医療分軽減後額
失業者減免サイン	賦課軽減種別	対象額	後期分対象額
失業者減免更新日	設定軽減種別	医療分人数	後期分軽減後額
更新情報	最大レコード番号	医療分均等割額	介護分対象額
更新場所	減免額	医療分均等割入力	介護分軽減後額
管理区	医療分	医療分平等割額	個人情報
管区コード	後期分	医療分平等割入力	業務個人番号
更新日	介護分	医療分所得割額	員番

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<徴収>

最終章判定情報	催告書発行情報	新旧済通サイン	集計レベル
決定証	発行可サイン	住所5	業務コード
証有効期限	発行区分	OCRコード2	業務コード(再定義)
証種類変更サイン	発行番号	住所6	区
資格保留サイン	通常催告エリア	納期限	区(再定義)
配達記録サイン	滞納サインフラグ	納期限	ニュメリックチェックエリア
バッチ発行番号	現年例月滞納フラグ	住所7	学区
発行番号1	現年随時滞納フラグ	保険料額	学区(再定義)
発行番号2	現年過年度滞納フラグ	保険料額	町
世帯区分	現年過々年度滞納フラグ	方書1	町(再定義)
住所不一致サイン	滞納フラグ	コンビニ使用不可文言1	氏名コード
区外サイン	滞納期月数	方書2	世帯
補記サインエリア	分納不履行エリア	コンビニ使用不可文言2	世帯(再定義)
世帯主氏名補記サイン	分納・特弁サイン	世帯主氏名	収入方法
現住所補記サイン	分納計画情報	郵便用バーコード	調定年度
現住所方書補記サイン	分納計画開始	区長	年度相当
送付先住所補記サイン	分納計画開始年度	納期限	月(再定義)
送付先方書サイン	分納計画開始年相	保険料額	期
郵便番号補記サイン	分納計画開始期	国保記号番号	期(再定義)
世帯員氏名補記サイン	分納計画開始月	納付書番号	保険料額
全喪サイン	分納計画終了	コンビニ取扱期限	保険料額(再定義)
前月発行サイン	分納計画終了年度	国保住所町表示	郵便手数料額
返還命令書リストサイン	分納計画終了年相	国保住所町	郵便手数料額(再定義)
滞納世帯情報1	分納計画終了期	精算サイン	保険料会計額
記号番号	分納計画終了月	期限テーブル情報	保険料会計額(再定義)
住所コード	分納計画始期	区分	延滞金額
区	分納計画終期	年度、期別	延滞金額(再定義)
学区	分納不履行サイン	調定年度	合計額
町	特別事情・弁明理由	年度(再定義)	合計額(再定義)
世帯	特別事情承認理由	年度	収入日
滞納判断エリア	弁明承認理由	期A	収入方法(税共通)
現年調定額	特弁承認日	期A(再定義)	銀行番号
現年収入額	承認期限	期B	ニュメリックエリア再定義
滞繰分調定額	納付書データ(単票)	期B(再定義)	バッチ番号
滞繰分収入額	納付書種類	納期限・指定期限	送付票領域
現年全調定額	調定年度	納期限・指定期限(再定義)	区(送付票)
現年滞納額	ナンバー	発付日	区(送付票)(再定義)
滞繰滞納額	区分(区内/区外)	発付日(再定義)	会計年度(送付票)
通常催告エリア	記号番号(学区)	日付A	業務コード(送付票)
滞納サインフラグ	記号番号(町)	日付A(再定義)	業務コード(送付・再定義)
現年例月滞納フラグ	件数(区毎)	MT交換銀行テーブル	会計執行日(送付票)
現年随時滞納フラグ	調定年度	委託者コード	現滞区分(送付票)
現年過年度滞納フラグ	国保記号番号	仮銀行コード	現滞区分(送付票・再定義)
現年過々年度滞納フラグ	区分	支店コード	送付バッチ番号
滞納フラグ	送付先表示	預金種別	見なし区コード
滞納期月数	年度相当・期・月	口座番号	市内外区分
滞納世帯情報2	郵便番号	特徴世帯記番履歴情報	業務種別
記号番号	住所1	特徴記番履歴情報	業務サブコード
住所コード	世帯主氏名(領収済通知書)	世帯番号	新旧済通サイン
区	調定年度	特徴年度	済通タイプ
学区	年度相当	特徴義務者コード	住所コード
町	期	基礎年金番号	
世帯	月	年金コード	
世帯情報エリア	新旧済通サイン	記号番号	
世帯番号	世帯主氏名1	記号	
嘱託員番号	世帯主氏名1	区	
世帯主名	住所2	学区	
電話番号	世帯主氏名2	町	
最新収入日	世帯主氏名2	番号	
全喪サイン	住所3	世帯番号	
所在不明サイン	OCRコード1	年金受給者個人番号	
期限切れサイン	国保記号番号	収入異動パラメータ	
世帯区分	国保記号番号	処理期	
発行証区分	住所4	年度	
滞納判断エリア	区分	期別	
現年調定額	調定年度	特徴義務者コード	
現年収入額	年度相当	会計執行日	
滞繰分調定額	期	会計執行日(再定義)	
滞繰分収入額	月	収入日	
現年全調定額	新旧済通サイン	収入日(再定義)	
現年滞納額	区分	済通データ(市・区分)	
滞繰滞納額	調定年度	ニュメリックエリア	
備考サイン	年度相当	会計執行日	
資格備考サイン	期	会計執行日	
収納備考サイン	月	会計執行日	

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### 【オンライン資格確認に関する追記】

○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。

- ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- ・券面記載の被保険者証記号
- ・券面記載の被保険者証番号
- ・券面記載の氏名(漢字)
- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
- ・被保険者証裏面への性別記載の有無
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・特定疾病療養受療証の自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日



リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;システムを通じた入手&gt; システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 &lt;その他の入手(窓口対応、電話対応等)&gt; ①資格異動の届出や申請においては国民健康保険法第9条等の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出や申請のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ②国民健康保険事務等の遂行以外の目的で、特定個人情報を入手することがないよう情報管理者が監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。 ③職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し、不適切な操作ができないようになっており、すべてのシステム操作についてログを取得し保管している。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】 &lt;国保連合会からの入手&gt; ・国保総合PC等における措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p> <p>【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバー(個人情報)カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、署名検証も行われるため、本人(代理人)からの情報のみ送信される。 ・ぴったりサービスの画面誘導において、申請フォームがどのような手続を行うための電子申請であるか明示することで、過剰な負担をかけることなく電子申請を実施できるように措置を講じる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>窓口において、対面で身分証明書(マイナンバー(個人番号)カード等)の提示を受け、本人確認を行う。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】 &lt;国保連合会からの入手&gt; ・国保総合PC等における措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PC等において国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 ・国民健康保険システムにおける措置 ・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。</p> <p>【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバー(個人番号)カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した京都市は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなり、これにより、本人確認を実施する。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>①マイナンバー(個人番号)カードの提示又は、通知カードと本人確認書類(免許証等)の提示を求め確認を行う。 ②出生等の際、マイナンバー(個人番号)カード又は通知カードの提示等による確認が困難な場合は、住基システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、確認を行う。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】 &lt;国保連合会からの入手&gt; ・国保総合PC等における措置 ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p>

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】        &lt;国保連合会からの入手&gt;        ・国保総合PC等における措置        ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。        ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。        ・国民健康保険システムにおける措置        ・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。</p> <p>【電子申請導入に伴う追記】        ・びったりサービスへの個人番号の入力時には、個人番号の入力間違いをチェックする等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、必要に応じ情報を照合できるよう、関係者以外立ち入れない執務室等で保管する等の適切な措置を講じる。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;        1) 特に力を入れている 2) 十分である        3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>①入力する際は、他の不正者の脱走等のためではない場合は指図を取る。        ②特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。        ③インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。        ④特定個人情報が記録された電子データについては、電子記憶媒体(CD、DVD等)を用いた運用することを極力行わないこととする。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】        &lt;国保連合会からの入手&gt;        ・国保総合PCにおける措置        ・本市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。        ・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。        ・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。        ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。        ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。        ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。        ・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。        ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。        ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。        ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。        ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダー等で粉砕し破棄する。        ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。        ・国保連合会の国保総合(国保集約)システムと本市のデータ連携用PCとの間の情報の授受においては、次の措置を講じる。        ・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。        ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。        ・情報の授受における専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。        ・ウイルス対策ソフトウェアは常に最新版を保ち、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に対応される。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;        1) 特に力を入れている 2) 十分である        3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみ限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみ限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。
その他の措置の内容	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保総合PCにおける措置&gt;          ・本市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</p> <p>*:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;          1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>①システムを利用する職員への認証カードを発行し、所属長が当該職員の利用可能権限を限定的に付与する。          ②職員ごとに設定されたパスワードによる認証を行い、パスワードに一定の有効期限を設ける。          ③認証の記録を保管する。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保総合PC等における措置&gt;          ・国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。          ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。          ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることリスクを軽減している。          ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;          1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>①職員毎に、所属長が業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。          ②職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。          ③退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。</p>
アクセス権限の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;          1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>①職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。          ②不正アクセスを分析するために、システムの操作履歴の記録を保管する。</p>
特定個人情報の使用の記録	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt;          1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>

	<p>具体的な方法</p>	<p>①特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由等)を記録している。 ②必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
<p>リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク</p>		
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>①システムの操作履歴を記録する。また、そのことを職員に周知する。 ②システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止等について周知する。 ③職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
<p>リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p>		
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。</p> <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		
<p>端末画面は、来庁者から見えないようにする。</p>		
<p><b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ] 委託しない</p>		
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク</p>		
<p>情報保護管理体制の確認</p>	<p>①委託先の社会的信用と能力を確認。具体的には、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、ISO9000等の認証の取得又はプライバシーマークの認定等を委託先選定の条件とし、共通仕様書に記載のある「データ等の適正な管理」の内容を遵守する事を前提に業者に委託する。業務委託については、仕様書に記載のある「個人情報等の保護」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。 ②委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】 本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。 ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等) ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること ・プライバシーマーク、ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報</p>	

<p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</p>	<p>[ 制限している ] &lt;選択肢&gt; 1) 制限している 2) 制限していない</p>
<p>具体的な制限方法</p>	<p>①作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。          ②閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。          ③閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。          ④閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】          ・本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしている。          ・また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。          ・さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。</p> <p>【オンライン資格確認に関する追記】          &lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;          ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。          ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。          ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。          ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>①特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由(又は処理内容))を記録する。          ②システムのオペレーションや運用保守における作業記録を残す。          ③契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。          ④委託業者からセキュリティ研修等の実施等、適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】          ・委託先の従業員等が本市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することとしている。          ・国保連合会の特定個人情報等取扱規程における事務取扱管理者は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。          ・本市の情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。          ・記録の保存期間については、本市の公文書管理規則第9条に従って、一定期間保存する。</p> <p>【オンライン資格確認に関する追記】          &lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;          ・操作ログを中間サーバー(標準機能)で記録している。          ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</p>

<p>特定個人情報の提供ルール</p>	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>「京都市情報セキュリティ対策基準」「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」により、個人情報を取り扱う情報システムに関して、随意契約により契約を締結しようとする場合は、原則として再委託を禁止することとし、コンソーシアム(複数事業者による連合体)と契約を締結すること、又は契約を履行するすべての事業者と直接契約を締結することとしている。このため委託先からさらに他者に情報を提供する必要はないようになっている。 例外的に再委託する場合は、電子情報の第三者への提供を禁止する条項及び京都市への定期的な報告義務を課す条項を付して許可することになっている。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。</li> <li>・また、個人情報の保護に関する法律第66条により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。</li> <li>・さらに、本市の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。</li> </ul> <p>【オンライン資格確認に関する追記】</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において本市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>
<p>委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>(システム運用等委託)</p> <p>システムのおペレーション業務や運用保守業務の委託に関しては、委託業務の実施場所を庁舎内のみとしており、特定個人情報を含むデータの外部への持ち出しを認めない。</p> <p>(業務委託)</p> <p>&lt;ルールの内容&gt;</p> <p>委託先へ特定個人情報を提供する際に、委託先へデータ搬送が必要な場合は、施錠可能なケースに媒体を格納したうえで搬送することを義務付ける。</p> <p>&lt;ルール遵守の確認方法&gt;</p> <p>委託先に提供する際、日付及び件数を記録した確認書を作成し、データ搬送時に合わせて確認を行う。また、日常運用において、ルールが順守されていることを定期的に確認する。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告および緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受けることとしている。</li> <li>・本市から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った際に送付記録を帳簿に記入している。</li> <li>・記録の保存期間については、本市の公文書管理規則第9条に従い、一定期間保存する。</li> <li>・特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要なに応じてパスワードの設定を行うこと、および管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。</li> <li>・さらに、本市の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、または報告を求める。</li> </ul> <p>【オンライン資格確認に関する追記】</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>
<p>特定個人情報の消去ルール</p>	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>①共通仕様書に記載のある「データ等の廃棄」の内容を遵守する事を前提に委託する。 ②委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。</li> <li>・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、本市の情報システム管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。</li> </ul>



特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【国保都道府県化に伴う追記】  
 <国保連合会における措置>  
 ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。  
 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。  
 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。  
 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。  
 ・国保総合(国保集約)システムを国保連合会が委託するデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。  
 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。  
 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。  
 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報等取扱規程における事務取扱管理者の承認を得る。  
 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。  
 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダー等で粉碎し破棄する。

【オンライン資格確認に関する追記】  
 <取りまとめ機関における措置>  
 ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない

リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[ <input type="checkbox"/> 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録をシステム上で管理し、保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ <input type="checkbox"/> 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転については、番号法、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に従い、提供・移転の可否を判断する。他の業務に係る電子計算機処理の目的で収集された電子情報を利用する場合は、あらかじめ書面により、当該電子情報を管理する業務主管部署の承認を得る。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	①操作ログを収集し不適切な提供・移転を抑止する。 ②媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	(誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置) ①システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 (誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置) ②情報を提供・移転するときは、提供先・移転先を十分に確認する。	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

**6. 情報提供ネットワークシステムとの接続**  接続しない(入手)  接続しない(提供)

**リスク1: 目的外の入手が行われるリスク**

リスクに対する措置の内容

<京都市における措置>  
 ①ログイン時の職員認証により、あらかじめ承認された職員以外は情報を入手できないようにする。  
 ②操作ログを収集し、不適切な情報の入手を抑止する。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>  
 ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。  
 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  
 (※2) 番号法別表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。  
 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

リスクへの対策は十分か  十分である  <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

**リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク**

リスクに対する措置の内容

<京都市における措置>  
 システム間の接続は、インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>  
 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>  
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

リスクへの対策は十分か  十分である  <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

**リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク**

リスクに対する措置の内容

<京都市における措置>  
 中間サーバーから各業務システム宛での情報照会結果の中継においては、業務システムに合わせるため、文字やコードを変換することを除き、照会結果内容の変更は行わない。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>  
 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt; インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt; 中間サーバーへ情報を登録する際に、登録した情報、日時等を記録し、不正な提供を抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;京都市における措置&gt;  ①インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。  ②情報提供の記録を保存し、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。  ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで不適切な方法で提供されるリスクに対応している。  ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;京都市における措置&gt;  中間サーバーへの情報の登録を適切な頻度で行い、その正確性を担保する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。  ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。  ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt;            ①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設け、静脈認証により入退室管理を行っている。            ②サーバー室への入退室の場所を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。            ③記録媒体や紙書類は、施錠可能な場所に保管する。            【電子申請導入に伴う追記】            ④LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、業務時間外に施錠できるキャビネット等への保管などの物理的対策を講じる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;京都市における措置&gt;            (不正プログラム対策)            ①インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。            ②コンピューターウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。            また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用。            ③情報セキュリティホールに関連する情報(コンピューターウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容(コンピューターウイルス関連情報等)が適切であるかどうかを定期的に確認する。</p> <p>(不正アクセス対策)            ①ファイアウォール及びウイルス対策ソフトを導入し、必要なパターンファイルは、常時更新している。            ②端末等の不正接続防止システムを導入する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。            ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。            ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】            &lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;            ・国保総合PC等における措置            ・市町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。            ・国保総合PC等で使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。            ・国保総合PC等には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。            ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。            ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様に安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>住基情報そのものを使用していることから住基情報の異動と連動しており、古い情報のまま保管するリスクはない。保存期間を経過した情報を消去する仕組みを構築する。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;          ・国保総合PC等における措置          ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。          国保総合PC等に登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。</p> <p>【電子申請導入に伴う追記】          ・LGWAN接続端末に保存したデータについて、再申請や申請情報の訂正が発生した場合、古い情報で処理を行わないよう履歴管理を行う。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>①システム上、保存期間を経過した情報を消去する仕組みとする。          ②磁気ディスクの廃棄時は、庁内において情報の復元が困難な状態までデータの消去を行ったうえで、物理的破壊等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。          ③当該破壊の完了まで職員が立ち会いを行い、盗難や紛失等による情報漏えいがないよう、確実な履行を担保する。          ④帳票については、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。          ⑤廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;          ・国保総合PC等における措置          ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。          国保総合PC等に登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p> <p>【電子申請導入に伴う追記】          ・LGWAN接続端末については、処理終了後の不用な個人番号付電子申請データの消去について、徹底し、必要に応じて管理者が確認する。</p>	
その他の措置の内容		

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【オンライン資格確認に関する追記】</p> <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;京都市における措置&gt; 定期的に担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;京都市における措置&gt; ①定期的に、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による内部監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検するとともに、その結果を踏まえて必要に応じ体制や規定を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・個人情報保護に関する規定、体制整備</li> <li>・個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育</li> <li>・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>②定期的に、専門的な知識を有する外部の専門家により、使用するシステムに係るセキュリティ監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】 &lt;国保総合(国保集約)システム&gt; ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;京都市における措置&gt; ①新規採用時の研修や課長級向け研修などの各階層別等の研修において、個人情報保護・情報セキュリティに定めた規定等について説明し、周知徹底している。 ②毎年情報セキュリティ対策強化月間を設定し、情報セキュリティや個人情報の取扱いに関する自己点検・職場研修を実施している。 ③各システムの操作マニュアルにセキュリティの項目を設け、操作の際に特に注意を要する点を記載する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>【国保都道府県化に伴う追記】 &lt;国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発&gt; ・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を</p>

### 3. その他のリスク対策

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

#### 【オンライン資格確認に関する追記】

##### <取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第76条、第90条又は第98条に基づき、開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書を提出する。
特記事項	市ホームページに、請求方法等を掲載している。
③手数料等	[ 無料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</span> (手数料額、納付方法: 手数料は無料。写しの交付を希望する場合、複写料を徴する。(例: 片面、1枚白黒複写につき10円)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	国民健康保険における資格・給付・賦課・徴収事務(個人情報事務単位での目録の名称)
公表場所	総合企画局デジタル化戦略推進室情報公開コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課 〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル4階 TEL 075-213-5861
②対応方法	問合せ内容及びその対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年2月27日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	番号法第27条に基づき市民意見聴取を行う。 実施に際しては、京都市インターネットホームページ、区役所及び支所、市情報公開コーナー、保健福祉局生活福祉部保険年金課において評価書を閲覧できるものとし、意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールにより受け付けることとする。
②実施日・期間	①令和2年5月18日から令和2年6月17日まで ②令和5年7月20日から令和5年8月21日まで ③令和6年7月23日から令和6年8月23日まで
③期間を短縮する特段の理由	①－ ②－ ③－
④主な意見の内容	①意見の提出なし。 ②個人番号との紐付けで個人情報を特定すると記載があるが、本人確認書類は個人番号通知書又は運転免許証を使用すれば可能。よって、マイナンバーカードが必要であることの正当性がない。 システムの不備やヒューマンエラーにより個人情報が漏えいする危険性を免れることはできない。 ③特定個人情報の提供等の根拠法令が京都市個人情報条例となっているが、令和5年4月1日から地方公共団体にも個人情報の保護に関する法律が適用されたため、根拠法令は個人情報の保護に関する法律になるのではないかと。
⑤評価書への反映	①－ ②－ ③P88「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報の提供ルール」-「委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法」-【国保都道府県化に伴う追記】について、京都市個人情報保護条例13条から個人情報の保護に関する法律第66条に修正。 P91「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)」-「リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク」-「特定個人情報の提供・移転に関するルール」-「ルールの内容及びルール遵守の確認方法」について、京都市個人情報保護条例を個人情報の保護に関する法律に修正。 P100「Ⅴ 開示請求、問合せ」-「1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」-「②請求方法」について、京都市個人情報保護条例第14条、第24条又は第30条を個人情報の保護に関する法律第76条、第90条又は第98条に修正。
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年6月18日、令和2年7月10日、令和5年9月1日
②方法	京都市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価書の記載内容は、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	評価書全般	箇条書きの行頭文字を统一的に丸数字等に修正	—	事後	記載表現の訂正であり、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	「Ⅱ ファイルの概要」-「5.特定個人情報の提供・移転」-「提供先7」-「③提供する情報」に記載している内容	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	記載表現の訂正であり、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	「Ⅱ ファイルの概要」-「5.特定個人情報の提供・移転」-「移転先1」-「①法令上の根拠」に記載している内容	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第2項に基づく条例	事後	制定予定であった条例の制定が完了したという形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	「Ⅱ ファイルの概要」-「5.特定個人情報の提供・移転」-「移転先2」-「①法令上の根拠」に記載している内容	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第2項に基づく条例	事後	制定予定であった条例の制定が完了したという形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	「Ⅲ リスク対策」-「2.特定個人情報の入手」-「リスク3」-「入手の際の本人確認の措置の内容」に記載している内容	個人番号カード	マイナンバー(個人番号)カード	事後	記載表現の修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	「Ⅲ リスク対策」-「2.特定個人情報の入手」-「リスク3」-「個人番号の真正性確認の措置の内容」に記載している内容	個人番号カード	マイナンバー(個人番号)カード	事後	記載表現の修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	「Ⅲ リスク対策」-「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報の提供ルール」-「委託先から他者への提供に関するルールの内容」	情報システムの委託に関する管理基準	京都市情報セキュリティ対策基準	事後	記載表現の修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	「Ⅲ リスク対策」-「6.情報提供ネットワークシステムとの接続」-「リスク2」-「リスクに対する措置の内容」に記載している内容	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	組織変更に伴う記載表現の修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	「Ⅲ リスク対策」-「6.情報提供ネットワークシステムとの接続」-「リスク3」-「リスクに対する措置の内容」に記載している内容	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	組織変更に伴う記載表現の修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	「IV リスク対策」-「1.監査」-「①自己点検」-「具体的なチェック方法」に記載している内容	評価書の記載内容通り	評価書の記載内容どおり	事後	誤字の修正であり、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	I 1②事務の内容	右記を追加	<p>【平成30年4月からの国民健康保険改革（以下、「国保都道府県化」という。）に伴う事務の概要】</p> <p>①資格継続業務 国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることとなるため、被保険者について、本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。</p> <p>②高額該当回数の引き継ぎ業務 被保険者資格は都道府県単位で管理されるため、対象世帯について、高額療養費に係る高額 該当回数を引き継ぐ。</p> <p>※詳細は、「(別添1)事務内容」を参照</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	I 2システム4	空白	<p>次期国保総合システム及び国保情報集約システムに関するシステム情報を記載</p> <p>内容は記載のとおり</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	I 6②法令上の根拠	右記に変更	<p>1 情報提供  (1) 番号法第19条第7号 別表第二  第1項、2項、3項、4項、5項、9項、12項、15項、17項、22項、26項、127項、30項、33項、39項、42項、46項、58項、62項、78項、80項、81項、87項、88項、93項、95項、97項、106項、109項、120項</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  第1条、2条、3条、4条、5条、15条、19条、20条、25条、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2</p> <p>2 情報照会  (1) 番号法第19条第7号 別表第二  第42、43、44、45項</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  第25条、第25条の2、26条</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	I (別添1)事務の内容	「4 徴収」に関するフロー図の記載部分に右記を追加	<p>以下の注釈を記載。  「国民健康保険システム(徴収)では、特定個人情報を取り扱っていないが、他のサブシステム(資格等)では、特定個人情報を取り扱っているため、参考に記載している。」</p>	事前	記載表現の訂正であり、重要な変更には当たらない。
平成29年3月2日	I (別添1)事務の内容	空白	<p>国保都道府県化に関する事務フロー等を記載  内容は記載のとおり(パブリックコメント後の変更として、フロー図の4-⑤及び備考欄の4-②、4-⑤2行目からデータ連携PCに関する記載を削除。)</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	II 3①入手元	右記を追加	[○]その他(京都府国民健康保険団体連合会)	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあ
平成29年3月2日	II 3②入手方法	[ ]専用線	[○]専用線	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	II 3③入手の時期・頻度	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保連合会からの入手&gt;          以下の時期・頻度で特定個人情報入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格継続業務             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等)                 <ul style="list-style-type: none"> <li>: 国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。平成30年4月1日以後に、日次の頻度。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・高額該当の引き継ぎ業務             <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)                 <ul style="list-style-type: none"> <li>: 転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。平成30年4月1日以後に、月次の頻度。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>(なお、パブリックコメント後の変更として、「平成30年4月1日以後に、日時の頻度。」を「平成30年4月1日以後に、日次の頻度。」に修正)</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	II 3④入手に係る妥当性	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保連合会からの入手&gt;          国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。</p> <p>なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>1 入手の時期・頻度の妥当性          ・資格継続業務          ・被保険者情報:国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。          ・高額該当の引き継ぎ業務          ・引き継ぎ情報:高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p> <p>2 入手方法の妥当性          ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏洩や盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	II 4委託事項4	右記に変更	委託事項①～⑨について国保都道府県化に伴う記載に変更	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	II (別添2)特定個人情報ファイル記録項目<資格>	最後尾に右記を追記	「適用開始年月日」、「適用終了年月日」及び「被保険者ID」を追記	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保連合会からの入手&gt;          ・国保総合PC及びデータ連携用PC(以下、「国保総合PC等」という。)における措置          ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。          ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報への入手を防止している。</p> <p>* :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保連合会からの入手&gt;          ・国保総合PC等における措置          ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>* :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PC等との間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ 2リスク2 リスクに対する措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保連合会からの入手&gt;          ・国保総合PC等における措置          ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータを送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ2リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保連合会からの入手&gt;          ・国保総合PC等における措置          ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PC等において国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。          ・さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。          ・国民健康保険システムにおける措置          ・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ2リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保連合会からの入手&gt;          ・国保総合PC等における措置          ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ2リスク3 特定個人情報の 正確性確保の措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保連合会からの入手&gt;          ・国保総合PC等における措置          ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。          ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。          ・国民健康保険システムにおける措置          ・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保連合会からの入手&gt;          ・国保総合PCにおける措置          ・本市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。          ・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。          ・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。          ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。          ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。          ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加(上記の続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。</li> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダー等で粉砕し破棄する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</li> <li>・国保連合会の国保総合(国保集約)システムと本市のデータ連携用PCとの間の情報の授受においては、次の措置を講じる。</li> <li>・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</li> <li>・情報の授受における専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアは常に最新版を保持、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に対応される。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ3リスク1 その他の措置の内容	空白	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保総合PCにおける措置&gt;          ・本市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</p> <p>*:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ3リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保総合PC等における措置&gt;          ・国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。          ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。          ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報不正に使用されることリスクを軽減している。          ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ3リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保総合PCにおける措置&gt;          ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。          ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。          ・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ3リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保総合PCにおける措置&gt;          ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</p> <p>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。</p> <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能の</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ3リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加(上記の続き)	<p>・国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。</p> <p>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</p> <p>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</p> <p>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</p> <p>・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダー等で粉砕し破棄する。</p> <p>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</p> <p>・国保連合会の国保総合(国保集約)システムと本市のデータ連携用PCとの間の授受においては、次の措置を講じる。</p> <p>・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。</p> <p>・データ連携用PCに保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</p> <p>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ4 情報保護管理体制の確認	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <p>本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等)</li> <li>・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等)</li> <li>・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等)</li> <li>・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること</li> <li>・プライバシーマーク、ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定」を明記することとしている。</li> <li>・また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者遵守させることとしている。</li> <li>・さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の従業員等が本市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することとしている。</li> <li>・国保連合会の特定個人情報等取扱規程における事務取扱管理者は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>・本市の情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。</li> <li>・記録の保存期間については、本市の公文書管理規則第9条に従って、一定期間保存する。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。</li> <li>・また、本市における個人情報保護条例第13条により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。</li> <li>・さらに、本市の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ4 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。</li> <li>・また、本市における個人情報保護条例第13条により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けている。</li> <li>・さらに、本市の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ4 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。</li> <li>・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、本市の情報システム管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を定めるとともに、委託先が本市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等</li> </ul> </li> <li>・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	空白	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <p>&lt;国保連合会における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを国保連合会が委託するデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	空白(上記の続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報等取扱規程における事務取扱管理者の承認を得る。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダー等で粉砕し破棄する。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ7リスク1⑥具体的な対策の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC等における措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。</li> <li>・国保総合PC等で使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。</li> <li>・国保総合PC等には、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</li> <li>・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</li> </ul> </li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅲ7リスク2 リスクに対する措置の内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC等における措置</li> <li>・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PC等に登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅲ7リスク3 手順の内容	右記の追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC等における措置</li> <li>・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	IV1②監査 具体的な内容	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項のよる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。</li> </ul>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	IV2従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	右記を追加	<p>【国保都道府県化に伴う追記】          &lt;国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発&gt;          ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修          ・教育頻度:年間1回程度          ・教育方法:集合教育          ・教育対象:職員および嘱託員          ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。          ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	IV2従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	右記を追加(上記の続き)	<p>&lt;サイバーセキュリティに関する教育・啓発&gt;          ・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの          ・教育頻度:おおむね一年ごと          ・教育方法:情報化推進支援員研修          ・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者          ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。          ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。          *「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月13日	「I 基本情報」-「7. 評価実施機関における担当部署」-「② 所属長」	保険年金課長 出口 一行	保険年金課長 志摩 裕丈	事後	当該職員の異動による修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年10月30日	「I 基本情報」-「7. 評価実施機関における担当部署」-「② 所属長」	保険年金課長 志摩 裕丈	所属長名を所属長の役職名に変更	事後	様式の変更があったため。
令和2年10月30日	「II 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「① 入手元」	文化市民局地域自治推進室、行財政局税務部、保健福祉局(生活福祉部地域福祉課、障害保健福祉推進室、長寿社会部介護保険課、長寿社会部長寿福祉課、子育て支援部児童相談所)	文化市民局地域自治推進室、行財政局税務部、保健福祉局(生活福祉部生活福祉課、障害保健福祉推進室、健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課、同室健康長寿企画課)、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部児童福祉センター児童相談所	事後	組織改正に伴う部署等の修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年10月30日	「II 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「④ 入手に係る妥当性」	<本人又は本人の代理人からの入手> 番号法第9条別表第1第30項に規定され、国民健康保険法施行規則、京都市国民健康保険条例、同施行細則に規定する届出及び申請を受けた都度必要に応じて入手する。  以下略	<本人又は本人の代理人からの入手> 番号法第9条別表第1第30項に規定され、国民健康保険法施行規則、京都市国民健康保険条例、京都市国民健康保険規則に規定する届出及び申請を受けた都度必要に応じて入手する。  以下略	事後	京都市国民健康保険条例施行細則の題名の改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年10月30日	「II 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「⑦ 使用の主体」	保健福祉局保険年金課、各区役所・支所保険年金課、京北出張所福祉担当	保健福祉局生活福祉部保険年金課、各区役所・支所保健福祉センター健康福祉部保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当	事後	組織改正に伴う部署等の修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年10月30日	「II 特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転」-「移転先2」	保健福祉局長寿社会部介護保険課	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	事後	組織改正に伴う部署等の修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	「I 基本情報」-「1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の内容」	右記を追加	<p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「京都府国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p>	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	「I 基本情報」-「1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の内容」	右記を追加(上記の続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul>	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	「I 基本情報」-「2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム4」-「②システムの機能」	右記を追加	3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供（詳細は別添1を参照） (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ送信する。	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	「I 基本情報」-「2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム5」	-	システム5として「医療保険者等向け中間サーバー等」を追加	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	「I 基本情報」-「4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由」-「①事務実施上の必要性」	右記を追加	<オンライン資格確認の準備業務> ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	「I 基本情報」-「4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由」-「②実現が期待されるメリット」	右記を追加	<オンライン資格確認の準備業務> ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしきみを実現する。	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	「Ⅰ 基本情報」-「5.個人番号の利用」-「法令上の根拠」	右記を追加	<p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30</li> <li>番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	「Ⅰ 基本情報」-「6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	右記を追加	<p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	(別添1)事務内容	-	各図(国民健康保険の業務委託とシステムの関係、国保総合PCと市町村システムの関係)について、医療保険者等向け中間サーバー等システム及びオンライン資格確認等システムとの関係を追記	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	(別添1)事務内容(備考)	右記を追加	<p>1-3.オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。</p> <p>3. オンライン資格確認の準備業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務□ オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。□</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務□ オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。□</li> </ul>	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	(別添1)事務内容	-	図及び備考欄を追加(オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供)	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項4」-「①委託内容」	右記を追加	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項4」-「③委託先における取扱者数」	10人未満	10人以上50人未満	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項5」	-	委託事項5を追加	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項6」	-	委託事項6を追加	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	右記を追加	<p>○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)</li> <li>・券面記載の被保険者証記号</li> <li>・券面記載の被保険者証番号</li> <li>・券面記載の氏名(漢字)</li> <li>・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名</li> <li>・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)</li> <li>・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名</li> <li>・被保険者証裏面への性別記載の有無</li> <li>・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無</li> <li>・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日</li> </ul>	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	「Ⅲ 特例個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3.特定個人情報の使用」-「ユーザー認証の管理」-「具体的な管理方法」	右記を追加	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	「Ⅲ 特例個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」-「具体的な制限方法」	右記を追加	<p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。</li> <li>・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。</li> <li>・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul>	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	「Ⅲ 特例個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」-「具体的な方法」	右記を追加	<p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作ログを中間サーバー（標準機能）で記録している。</li> <li>・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</li> </ul>	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	「Ⅲ 特例個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報の提供ルール」-「委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法」	右記を追加	<p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において本市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	「Ⅲ 特例個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報の提供ルール」-「委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法」	右記を追加	<p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	「Ⅲ 特例個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」-「具体的な方法」	右記を追加	<p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</li> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ（OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc）をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul>	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	「Ⅲ 特例個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	右記を追加	<p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	「Ⅲ 特例個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7.特定個人情報の保管・消去」-「リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」-「消去手順」-「手順の内容」	②磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去、破壊等を行う。③専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。	②磁気ディスクの廃棄時は、庁内において情報の復元が困難な状態までデータの消去を行ったうえで、物理的破壊等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。③当該破壊の完了まで職員が立ち会いを行い、盗難や紛失等による情報漏えいがないよう、確実な履行を担保する。	事前	データ廃棄において、より徹底した作業を行う旨、記載内容を修正したものであり、事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	「Ⅲ 特例個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7.特定個人情報の保管・消去」-「特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	右記を追加	<p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	「Ⅳ その他のリスク対策」-「3.その他のリスク対策」	右記を追加	<p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和5年7月1日	「Ⅰ 基本情報」-「4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」-「①事務実施上の必要性」	右記を追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険給付において振込先口座(公金受取口座)を把握する必要がある。</li> <li>・収納業務(保険料還付)において振込先口座(公金受取口座)を把握する必要がある。</li> </ul>	事前	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(令和3年政令第345号)及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月1日	「Ⅰ 基本情報」-「4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」-「②実現が期待されるメリット」	右記を追加	③情報提供ネットワークシステムを用いて公金受取口座を把握することで利便性が向上し、効率的に事務を行うことが可能となる。	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(令和3年政令第345号)」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に
令和5年7月1日	「Ⅰ 基本情報」-「5. 個人番号の利用※」-「法令上の根拠」	右記を追加	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)の反映
令和5年7月1日	「Ⅰ 基本情報」-「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※」-「②法令上の根拠」	1 情報提供 (1)番号法第19条第7号 別表第二略 2 情報照会 (1)番号法第19条第7号 別表第二略	1 情報提供 (1)番号法第19条第8号 別表第二略 2 情報照会 (1)番号法第19条第8号 別表第二略 (3)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)」の反映
令和5年7月1日	「(別添1)事務内容」-「2 給付」	右記を追加	⑧、⑨公金受取口座情報照会・回答	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯
令和5年7月1日	「(別添1)事務内容」-「4 徴収」	右記を追加	⑩公金受取口座情報照会・回答	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯
令和5年7月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「2. 基本情報」-「④記	右記を追加	その他(公金受取口座情報)	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯
令和5年7月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「2. 基本情報」-「④記録される項目」-「その妥当性」	右記を追加	・公金受取口座情報:保険料還付、給付等の振込先を把握するために記録	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(令和3年政令第345
令和5年7月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の	右記を追加	行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯
令和5年7月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「④入手に係る妥当性」	<情報提供ネットワークシステムにより入手> 番号法第19条7号別表第2第42、(略)	<情報提供ネットワークシステムにより入手> 番号法第19条8号別表第2第42、(略)	事前	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の反映

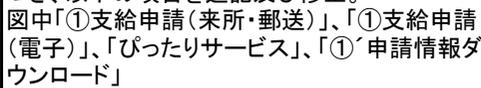
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「⑧使用方法」	右記を追加	②給付事務 ・公金受取口座情報を基に、保険給付の支給を行う。 ④徴収事務 ・公金受取口座情報を基に、保険料の還付を行う。	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(令和3年政令第345号)」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3
令和5年7月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「⑧使用方法」-「情報の突合※」	右記を追加	②給付事務 保険給付費の支払のため、被保険者情報と公金受取口座情報を突合する。 ④徴収事務 保険料還付のため、被保険者情報と公金受取口座情報を突合する。	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(令和3年政令第345号)」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3
令和5年7月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3. 特定個人情報の入手・使用」-「⑧使用方法」-「権利利益に影響を与え得る決定※」	右記を追加	④徴収事務 ・保険料の還付決定等	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(令和3年政令第345
令和5年7月1日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを	番号法第19条第7号別表第2(略)	番号法第19条第8号別表第2(略)	事前	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)
令和5年7月1日	「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」-「宛名」	右記を追加	公金受取口座情報 公金受取口座利用希望有無	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める
令和5年7月1日	全項目	,	,	事前	令和4年6月24日付け 文書作成の要領について(依命通
令和5年7月12日	「(別添1)事務内容」-「1 資格」	図中「①異動届出	電子申請導入に伴い、申請受付事務の流れにつき、以下の項目を修正・追記。 図中「①異動届出(来所・郵送)」、「①異動届出(電子)」、「ぴったりサービス」、「①'届出情報ダウンロード」	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月12日	「(別添1)事務内容」-「1 資格(備考)」	1 資格 (略) ① 転入、社会保険脱退等による加入や転出、社会保険加入等による喪失に係る異動届出を受ける。生活保護廃止(開始)による異動届については、被保険者が廃止(開始)日のわかる証明書等を持参する。  (略)	1 資格 (略) ① 転入、社会保険脱退等による加入や転出、社会保険加入等による喪失に係る異動届出を受ける。生活保護廃止(開始)による異動届については、被保険者が廃止(開始)日のわかる証明書等を添付する(紙(持参又は郵送)による受付と電子による受付を行う。) ①' 電子申請の場合は、LGWAN端末を用いてぴったりサービスから申請情報を取得し、紙で出力する。  (略)	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。
令和5年7月12日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「6. 特定個人情報の保管・消去」-「③消去方法」	右記を追加	<ぴったりサービスにおける措置> ・LGWAN端末に保存した個人番号付電子申請データは、処理終了後不要となったタイミングで完全消去する。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。
令和5年7月12日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」-「リスク1: 目的外の入手が行われるリスク」-「必要な情報以外を入手することを防止」	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービス画面の誘導に従い、サービス検索し、申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。
令和5年7月12日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」-「リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバー(個人情報)カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、署名検証も行われるため、本人(代理人)からの情報のみ送信される。 ・ぴったりサービスの画面誘導において、申請フォームがどのような手続を行うための電子申請であるか明示することで、過剰な負担をかけることなく電子申請を実施できるように措置を講じる。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月12日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」-「リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク」-「入手の際の本人確認の措置の内容」	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービスから個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバー(個人番号)カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した京都市は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなり、これにより、本人確認を実施する。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。
令和5年7月12日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」-「リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク」	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービスへの個人番号の入力時には、個人番号の入力間違いをチェックする等の機能により、不正な個人番号が入力されないようにしている。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。
令和5年7月12日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3. 特定個人情報の使用」-「リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」-「ユーザー	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービスを使用する職員ごとにIDを発行し、共用のID利用を禁止する。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。
令和5年7月12日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3. 特定個人情報の使用」-「リスク4: 特定個人情報が不正に複製されるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ・ぴったりサービスから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従い業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等のみが個人番号付電子申請データをLGWAN接続端末へ保存できるよう機械的に制御する。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。
令和5年7月12日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7. 特定個人情報の保管・消去」-「リスト1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」-「⑤物理的対策」-「具体的な対策の内容」	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ④LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、業務時間外に施錠できるキャビネット等への保管などの物理的対策を講じる。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月12日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7. 特定個人情報の保管・消去」-「リスト2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ・LGWAN接続端末に保存したデータについて、再申請や申請情報の訂正が発生した場合、古い情報で処理を行わないよう履歴管理を行う。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。
令和5年7月12日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7. 特定個人情報の保管・消去」-「リスト3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク」-「手順の内容」	右記を追加	【電子申請導入に伴う追記】 ・LGWAN接続端末については、処理終了後の不要な個人番号付電子申請データの消去について、徹底し、必要に応じて管理者が確認する。	事前	電子申請の導入に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため事前に評価を行う必要がある。
令和6年2月22日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項4資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理事務」-「③委託先における取扱者数」	10人以上50人未満	10人未満	事後	委託先の取扱者数の変更によるものであり、軽微な訂正であるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月22日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項7国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務」	新設	「委託事項7国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務」の事項を追加	事後	システムの管理を行う委託先における保守業務及び運用事務に関する追加であり、本市の取扱事務ではないことから重要な変更にはあたらない。
令和6年5月22日	「(別添1)事務内容」-「3 賦課」	図中「⑨保険料賦課決定」 図中「⑩通知」	電子申請導入に伴い、申請受付事務の流れにつき、以下の項目を追記及び修正。 図中「⑨減額申請書等(来所・郵送)」、「⑨減額申請書等(電子)」、「ぴったりサービス」、「⑩申請情報ダウンロード」、「⑪保険料賦課決定」、「⑫通知」	事後	ぴったりサービスによる電子申請については、資格業務において既に実施していることから、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月22日	「(別添1)事務内容」-「3 賦課(備考)」	3 賦課(略) ⑨ ①~⑧の情報等を月末締めで取込み保険料の賦課決定を行う。 ⑩ 国保世帯主へ保険料の決定通知等を送付する。	3 賦課(略) ⑨ 国民健康保険料の減額に係る申請書等を受ける(紙(持参又は郵送)による受付と電子による受付を行う。) ⑩ 電子申請の場合は、LGWAN端末を用いて、びったりサービスから申請情報を取得し、紙で出力する。 ⑪ ①~⑨の情報等を月末締めで取込み保険料の賦課決定を行う。 ⑫ 国保世帯主へ保険料の決定通知等を送付する。	事後	びったりサービスによる電子申請については、資格業務において既に実施していることから、重要な変更にはあたらない。
令和6年5月22日	「V開示請求、問合せ」-「1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」-「①請求先」	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー(略)	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー(略)	事後	組織改正に係る組織の名称の変更のため、重要な変更にはあたらない。
令和6年5月22日	「V開示請求、問合せ」-「1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」-「④個人情報ファイル簿の公表」-「公表場所」	総合企画局情報化推進室情報公開コーナー	総合企画局デジタル化戦略推進室情報公開コーナー	事後	組織改正に係る組織の名称の変更のため、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「I基本情報」-「5. 個人番号の利用」-「法令上の根拠」	番号法第9条第1項 別表1の30の項	番号法第9条第1項 別表の44の項	事前	「法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令」の反映
令和6年9月13日	「I基本情報」-「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	【1 情報提供】 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 【2 情報照会】 42、43、44、45の項	【1 情報提供】 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、115、116、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 【2 情報照会】 69、70、71の項	事後	「法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令」の反映

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」	提供先1~20、1~9における①法令上の根拠、②提供先における用途、③提供する情報の項目	提供先1~20、1~9における①法令上の根拠、②提供先における用途、③提供する情報の項目について、「法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令」の反映させた記載に変更	事後	「法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令」の反映
令和6年9月13日	「(別添1)事務の内容」-「2 給付」	右記を追加	電子申請導入に伴い、申請受付事務の流れにつき、以下の項目を追記及び修正。 	事前	ぴったりサービスによる電子申請については、資格業務において既に実施していることから、重要な変更にはあたらない。
令和6年9月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」	右記を追加	委託事項8 国民健康保険の給付業務の事務委託	事前	国民健康保険給付業務の事務委託に伴い、特定個人情報の取扱いプロセス等に変更が生じるため、事前に評価を行う必要がある。
令和6年9月13日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報の提供ルール」-「委託先から他者への提供に関するルール」の内容及びルール遵守の確認方法」-【国保都道府県化に伴う追記】	京都市個人情報保護条例13条	個人情報の保護に関する法律第66条	事後	令和5年4月1日から、地方公共団体に個人情報保護法が適用されたことに伴う修正。
令和6年9月13日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)」-「リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク」-「特定個人情報の提供・移転に関するルール」-「ルールの内容及びルール遵守の確認方法」	京都市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律	事後	令和5年4月1日から、地方公共団体に個人情報保護法が適用されたことに伴う修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	「Ⅴ 開示請求、問合せ」－ 「1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求」－「②請求 方法」	京都市個人情報保護条例第14条、第24条又 は第30条	個人情報の保護に関する法律第76条、第90 条又は第98条	事後	令和5年4月1日から、地方公 共団体に個人情報保護法が 適用されたことに伴う修正。
令和6年9月13日	「Ⅵ 評価実施手続」－「2. 国 民・住民等からの意見の聴 取」	右記を追加	<p>②実施日・期間に「③令和6年7月23日から令和 6年8月23日まで」を追記。</p> <p>③期間を短縮する特段の理由に「③－」を追 記。</p> <p>④主な意見の内容に「③特定個人情報の提供 等の根拠法令が京都市個人情報条例となっ ているが、令和5年4月1日から地方公共団体にも 個人情報の保護に関する法律が適用されたた め、根拠法令は個人情報の保護に関する法律 になるのではないか。」を追記。</p> <p>③P88「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロ セスにおけるリスク対策」－「4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託」－「特定個人情報の 提供ルール」－「委託先から他者への提供に関 するルールの内容及びルール遵守の確認方 法」－【国保都道府県化に伴う追記】について、 京都市個人情報保護条例13条から個人情 報の保護に関する法律第66条に修正。</p> <p>P91「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロ セスにおけるリスク対策」－「5. 特定個人情 報の提供・移転（委託や情報提供ネットワー クシステムを通じた提供を除く。）」－「リスク1： 不 正な提供・移転が行われるリスク」－「特定個人 情報の提供・移転に関するルール」－「ルール の内容及びルール遵守の確認方法」について、京 都市個人情報保護条例を個人情報の保護に関 する法律に修正。</p> <p>P100「Ⅴ 開示請求、問合せ」－「1. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止請求」－「②請求 方法」について、京都市個人情報保護条例第1 4条、第24条又は第30条を個人情報の保護に 関する法律第76条、第90条又は第98条に修</p>		